



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア10月革命における出版規制政策の展開（2・完） —いわゆる「反革命新聞」の抑圧を中心に—
Author(s)	阿曾, 正浩; АСО, М а с а х и р о
Citation	北大法学論集, 41(4), 191-248
Issue Date	1991-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16790
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(4)_p191-248.pdf



ロシア一〇月革命における出版規制政策の展開（二・完）

——いわゆる「反革命新聞」の抑圧を中心に——

阿 曾 正 浩

目 次

序章

第一章 一〇月革命前の「出版の自由」の理論と実際

第二章 「反革命新聞」に対する行政的規制

第一節 軍事革命委員会による出版規制

第二節 「出版に関する布告」と「出版問題についての決議」（以上第四一巻第二号）

第三節 出版規制に抵抗する印刷工（以下本号）

第四節 出版の物質的・技術的手段の規制

第五節 初期モスクワにおける出版規制

第三章 革命法廷による「司法的規制」の導入

第一節 革命法廷の創設

第二節 出版革命法廷に関する二つの法令

第三節 出版革命法廷での審理

第四節 出版革命法廷の廃止と革命法廷への移行

第四章 行政的規制への再転換

終章

第三節 出版規制に抵抗する印刷工

「出版に関する布告」に反対していた党派の一つであるメンシェヴィキは、印刷工労働組合に大きな影響力を持っていた。そのため、印刷工労働組合も「布告」に反対し始めた。メンシェヴィキ系の労働組合活動家は、閉鎖された新聞の印刷所が接収されると印刷労働者が失業するということを強調して、印刷労働者を「布告」反対の側に組織しようとして試みた。この反対運動で積極的な役割を果たしたのが、メンシェヴィキの『ラボーチアヤ・ガゼータ』であった。同紙の一九一七年一〇月二九日号は、編集部の論説の中で「攻撃のために」団結するときがやってきたと書いていた。¹⁾

この問題について出版問題委員協議会は、次のような手紙を

人民委員会議に送った。「1. 人民委員会議は『ラボーチアヤ・ガゼータ』(一九九号、一〇月二九日付け)の言動に注意を向けること。2. 印刷工労働組合の敵対的姿勢のために、われわれの活動が無力にされ、無に帰せしめられる可能性があると思われる。このため、労働人民委員を、本日一〇月二九日曜日午前九時にイサーク広場の近衛騎兵場の建物で行う予定の印刷工労働組合の総会に派遣すること、またこの総会に中央ソヴェト労働組合の代表者やその他の労働組合幹部会の代表者を招待するように要求すること。これを行わなければ、人民委員会議は出版物を失ってしまうだろう」²⁾。

十一月一日、印刷工労働組合幹部会は、ペトログラード軍事革命委員会と交渉するため、代表団を派遣してきた。代表団が軍事革命委員会に手渡した要求書の中で、組合幹部会は、「軍事

革命委員会にただちに出版の自由の回復を要求することなど三項目を要求し、これが遂行されない場合には「自らの手中にあるあらゆる強制手段を行使する」と圧力をかけていた。^③ 一月四日に全ロシア・ソヴェト中央執行委員会で「出版問題についての決議」が採択されると、組合は先の要求貫徹するため具体的な行動を開始した。一月六日、組合は代表者会議を召集して、「出版に関する布告」の破棄を要求し、ゼネストを含むあらゆる手段で「布告」に反対するという決議を、賛成一七一、反対六九で採択した。代表者会議は、特別の代表団を選出し、彼らに軍事革命委員会との交渉を委任した。^④

同日、組合代表団と軍事革命委員の交渉が行われた。代表団は、憲法制定会議との関係で出版の自由が必要であるということとを論拠にして、「布告」の破棄を要求した。これに対して、A・イオツフェは「出版の自由は禁止されたのではなく、制限されたのだ。……出版の独占は大衆の気分の表現者である階級のものでなければならぬ」と答え、M・M・ラシェーヴィッチは「原則上、出版の自由は存在しない」と述べて、代表団の主張する「出版の自由」を批判した。^⑤ 代表団の一人は、もしわれわれが強力ならば、ブルジョアの出版物が恐ろしいはずがないと述べ、「布告」の破棄を改めて要求した。これに対して只・

M・スヴェルドローフが答えた。「布告は無力や恐怖の証拠ではない。そうではなく、われわれは、もしブルジョアジーに出版によるポグロム的アジテーションを続ける可能性を許すならば、その場合に起こりうるよけいな犠牲を払うことのないように、革命的秩序を強固にするという目的を追求しているのである。蜂起の時期が終わり、革命的体制が強固になるとき、問題は別の局面に立つてであろう」。^⑥ 代表団は、軍事革命委員会に書面を通じて、すべての閉鎖された新聞の再発行は許されないのか、と質問していた。その回答は次のとおりであった。「蜂起の時期に反革命的政策を扇動する新聞を許すことはできない。……軍事革命委員会や人民委員会議の側はなんの企みもない。検閲は導入されなかった。新しい出版に関する布告は、出版の資本主義的搾取を制限するという目的を持っているにすぎないのである」。^⑦

結局、交渉は決裂した。そこで印刷工労働組合幹部会のメンシェヴィキ黨員は、ストライキに訴えようとした。これに対して、組合内のポリシェヴィキ黨員がこれに反対する運動をうまく組織したため、ストは成功しなかった。その後もしばらくは、全ロシア印刷工労働組合へのメンシェヴィキの影響力は強く、組合による出版規制への抵抗が続いた。しかし、後になる

と印刷工の間にもポリシエヴィキの影響力が強まり、組合の指導機関も改選され、メンシエヴィキは抵抗の基盤を失っていった。

- (1) См. А.Э.Ожороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с. 192.
- (2) Цит. по: там же, с. 193.
- (3) *Петроградский Военно-революционный комитет. Документы и материалы*, т. 1, М., 1966, с. 530.
- (4) там же, т. 2, М., 1966, с. 144.
- (5) там же.
- (6) там же.
- (7) там же, с. 146.
- (8) Ожороков, указ. соч., (прим. 1), с. 198-199.
- (9) А.И.Назаров, *Октябрь и книга. 1917-1923*, М., 1968, с. 66-67. 一九一七年に行われた全ロシア印刷工労働組合第二回代表者会議の構成は、メンシエヴィキ四人、ポリシエヴィキ五人、エスエル五人、左翼エスエル五人、メンシエヴィキのシンパ六人であった。代表者会議で選出された議長、書記、監査委員もメンシエヴィキで占められていた。

第四節 出版の物質的・技術的手段の規制

第二節で見たように、一月四日の「出版問題についての決議」は、出版を資本のくびきから「解放」することに主要な狙いがあった。そのためには新聞の閉鎖だけでは不十分であった。というのも、たとえ新聞が閉鎖されても、その新聞は名称を変えて発行し続けていたからである。この事情を、ロシア作家連盟の機関紙『ガゼータ・プロテスト』は次のように述べていた。「どんな閉鎖にもかかわらず、再三再四新聞はよみがえる。ペトログラードの新聞は陣地を放棄しない。……毎日、新聞の名称が変わっている⁽¹⁾」。例えば、カデツト党機関紙『レーチ』は、一九一七年一月二六日に閉鎖されたが、数日後に新しい名称『ナーシヤ・レーチ』で発行され、その後閉鎖されるたびに、『スヴァボードナヤ・レーチ』『ヴェーク』『ノーヴァヤ・レーチ』『ナーシヤ・ヴェーク』と名称を変えて発行し続けていた。『ノーヴォエ・ヴレミヤ』は三つの名前を持っていた。エスエル・メンシエヴィキ系の『ゴロス・ソルダータ』は一〇の名称を取り替えていた⁽²⁾。

このように、印刷所と紙のストックが私的所有者の手にある間は、非ポリシエヴィキ諸党派は自分たちの機関紙を発行し、

宣伝・扇動を行うことが可能であった。そこでポリシエヴィキは、彼らの出版活動を経済的に規制することに着手した。このための措置は、一つは「反革命新聞」の発行の資金源を絶つことであり、もう一つは印刷手段の規制であった。

(1) 広告の国家独占

当時の「ブルジョア新聞」の主たる収入源は私企業の広告料であり、読者の購読料の比重はごくわずかなものであった。なかにはすべてを企業の広告料で賄い、無料で配布しているものや、暗号を用いて武器の広告を掲載しているものもあった。⁽³⁾そのため紙面に大きな影響を与えていたのは、広告主である「ブルジョアジー」であった。ポリシエヴィキは、出版を資本のくびきから「解放」するには、私的広告の国家独占が必要であると考へた。この点については、第一章で見たとように、レーニンがすでに一〇月革命前から提起していたし、一二月四日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議でも強調していた。

そこで、広告の国家独占に関する布告の起草が、A・B・ルナチャルスキーに委任された。このルナチャルスキー案を人民委員会議の審議に付す前に、レーニンがそれに若干の修正を加えた。⁽⁴⁾修正のポイントは、誰が「ブルジョア新聞」の支配者であるかを大衆に強調することであった。一二月七日、「広告への

国家独占の導入に関する布告」⁽⁵⁾が採択された。それは、定期刊行物、選集、広告ピラなどへの広告の有料掲載やキオスク、事務所などへの広告の送付を国家の独占事業であると宣言し、このような広告は労働政府や地方ソヴェトの刊行物だけが掲載できると定めていた。そして、これに違反した刊行物は閉鎖されることになった。また、広告企業は国家に接収されることになった。ただしその際には、経営者には必要に応じて国家補償を支払い、とくに小経営者、株主には出資金を全額補償するという措置がとられることになった。

布告の実施は、出版問題委員のA・E・ミンキンに委任された。彼は、「広告の受理と掲載に関する訓令」を作成した。それによると、広告を国家統制するための機関として、ペトログラードに中央国家庁が、地方にはその支所が創設された。すべての広告は、これらの機関に送られ、『臨時労働政府新聞』(地方ではソヴェト的な機関紙)に掲載されねばならなかった。⁽⁶⁾この措置によって、出版資本は重要な資金源を失い、出版を資本のくびきから「解放」する第一歩となるはずであった。

しかし、当初「ブルジョア新聞」はこの布告を無視していた。そのため、人民委員会議は私的な広告を載せ続けていた新聞を閉鎖した。一二月三日、人民委員会議は「広告に関する布告

に従わないものとの闘争方法についての出版問題委員ミンキンの質問」を審議し、ミンキンに対して布告の実施のために「革命的措置」をとるように、口頭の訓令を与えた。⁽⁷⁾

(2) 印刷手段の規制

広告における国家独占の導入は、「ブルジョア新聞」の経済的基盤の破壊に寄与したが、それだけでは不十分であった。なぜなら「ブルジョアジー」の手もとはまだ印刷所、印刷機、紙などが残っていたからである。出版を資本のくびきから「解放」するには、この課題が残されていると考えられていた。

しかし、ソヴェト権力は印刷所の接収などを一挙に行つたわけではなかった。「反革命新聞」の物質的・技術的基盤を徐々に破壊するため、ソヴェト権力によってとられた措置は、私営の印刷所に対する労働者統制、印刷手段の差押え・収用・接収・国有化であった。ここでは後者について見ておこう。

① 差押え (cekacnp)

これは、印刷所と紙のストックの私的所有者に対して、一定期間それを使用停止にすること、または設備などを使用する所有者の権利を制限することである。差押えは、革命初期に行われた初歩的な規制形態であった。一九一七年一〇月二七日、ペトログラード軍事革命委員会は、『ラボーチャヤ・ガゼータ』

紙、『ウィルジエヴィエ・ヴェーダマスチ』紙、『アガニョーク』誌の各印刷所を差押えた。⁽⁸⁾ また同じ日、『レーチ』『デエニ』の各印刷所が差押えられ、ポリシエウイキ党機関紙『ソルダーツカヤ・ブラウダ』と『デレヴェンスカヤ・ベドノータ』の各編集部に引き渡された。⁽⁹⁾

② 収用 (perekashura)

差押えよりも厳しい措置が収用であった。これは、印刷所と紙のストックの私的所有者の手からそれを一時的にはなく、永久に奪うが、その際、この私的所有者にその相当額の全部または一部が補償されるという措置である。一〇月二五日には『ルースカヤ・ヴォーリヤ』の印刷所⁽¹⁰⁾が、二六日には『ナロードニ・トリブン』の印刷所が、収用された。⁽¹¹⁾

③ 接収 (kondhickaurai)

差押えや収用では不十分である場合、もっと有効な措置である接収が行われた。これは、所有者から印刷設備を無償で奪い、それをソヴェトや社会団体に引き渡す措置である。この措置が宣言されると、印刷設備の持ち出しは財産横領となり、印刷機を破壊して逃走した場合は器物損壊の罪に問われた。こうした事態が起きないようにするため、接収すると同時に、印刷所を新しい所有者の手に引き渡していた。十一月九日、ペトログ

ラード軍事革命委員会は、『ヴィルジエヴィエ・ヴェーダマスチ』の印刷所を接収し、以前に収用されていた『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』、『ルースカヤ・ヴォーリヤ』の各印刷所も接収すると決定した。⁽¹²⁾ 十一月二二日、出版問題委員ミンキンは「接収された『ルースカヤ・ヴォーリヤ』、『ビルジエーヴィエ・ヴェーダマスチ』、『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』の印刷所で仕事を組織するため支出総額に関する」提案を人民委員会議に出した。⁽¹³⁾ この提案は受け入れられ、翌日、出版問題委員によって召集された会議で具体的な条件が審議された。⁽¹⁴⁾ これを受けて人民委員会議は、一二月四日、四四万八〇〇〇ルーブルを支出するという布告を採択した。⁽¹⁵⁾ 初期ソヴェト権力が印刷所の接収を行ったのは、最も「反革命的な刊行物」を印刷するものに対してであった。

④ 国有化 (национализация)

初期にはわずかながらも国有化も行われていた。十一月二四日、ペトログラード軍事革命委員会は、すでに接収されていた『ヴィルジエヴィエ・ヴェーダマスチ』、『ノーヴォエ・ヴレーミヤ』、『ルースカヤ・ヴォーリヤ』の各印刷所を国有化する決定をした。⁽¹⁶⁾

以上の四つの措置は、①から④へと進むにつれて印刷所にとっては厳しいものであった。それでは、どのような印刷所に

どのような措置がとられていたのであろうか。それには時期的な特徴が見られるのであろうか。この点については、新聞の閉鎖とあわせて終章で検討することにしよう。

- (1) Цит по: А.З.Окороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с.248.
- (2) там же, с.249.
- (3) там же, с.179.
- (4) *Декреты Советской власти*, т.1, М., 1957, с.54-55.
- (5) там же, с.55-56.
- (6) Окороков, указ. соч., (прим.1), с.226.
- (7) *История книги в СССР 1917-1921*, т.1, М., 1983, с.93.
- (8) *Петроградский Военно-революционный комитет. Документы и материалы*, (далее: ПВРК), т.1 М., 1966, с.169.

- (9) там же, с.163.
- (10) там же, с.112.
- (11) там же, с.156.
- (12) А.А.Гончаров, „Борьба советской власти с контрреволюционной буржуазной и мелкобуржуазной печатью(25 октября -ноль 1918г.)“, *Вестник Московского университета*, Серия V Журналистика, 1969, No.4, с.19.

- (13) *Искусство*, 5 декабря (22 ноября) 1917г., No.196.
 (14) *История книги в СССР*, указ. соч., (прим. 7), с. 94.
 (15) *Деловые Советской власти*, т.1, М., 1957, с.181-182.
 (16) ПБРК, т.3, М., 1967, с.321.

第五節 初期モスクワにおける出版規制政策

一九一八年三月一八日、ロシア共和国の首都がペトログラドからモスクワに移された。遷都以前のモスクワの出版規制政策は、ペトログラドとは異なった独自のものであった。ペトログラドでは、権力掌握直後から、新聞閉鎖、印刷所封印などの断固たる措置で臨んでいたのに対して、モスクワでは「ブルジョア新聞」の発行を容認する姿勢が見られた。オコロコフは、遷都以前のモスクワの権力が「優柔不断と首尾一貫性の欠如を示しており、時にはブルジョア新聞および反ソヴェト的『社会主義』新聞に対する活動において、公然たる誤りも犯していた」と評価している。この動向を見ておこう。

一九一七年一〇月二六日、モスクワ軍事革命委員会は、ボリシェヴィキ党中央委員会の指令にしたがって、「反動的なブルジョア新聞」とされていた『ルースコエ・スローヴァ』、『ウート

ラ・ロシーイ』、『ルースキーエ・ヴェエダマスチ』、『ランネーエ・ウートラ』その他を閉鎖し、その印刷所を封印した。⁽²⁾ところが、翌二七日には、封印された印刷所の印刷工の失業を考慮して、「新聞を発行しない期間の短縮の問題を審議すること」を決定した。⁽³⁾一月四日、軍事革命委員会はこの問題を審議し、「ブルジョア新聞の発行の自由について」という決定を作成することになった。⁽⁴⁾決定起草のため、M・C・オリミンスキーを長とする委員会が組織された。同じ日の夜、軍事革命委員会は再びこの問題を審議したが、結論が出ないため次の会議に先送りした。⁽⁵⁾

この会議は一月六日に行われたが、会議の参加者たちの間では、「ブルジョア新聞」に対する態度が必ずしも一致しているわけではなかった。M・H・ポクロフスキーは、まもなく行われる憲法制定会議の選挙のために、「もし心配なら軍事検閲をしてでも、あすから新聞の発行を許可するように提案」した。⁽⁶⁾M・スミルノフは、直ちに新聞の発行を自由にするには反対であった。「新聞の開放はしばらく待つ必要がある。われわれの新聞が技術的にブルジョア新聞のように整うとき、開放すべきである」が、そのかわりに「われわれの印刷工が仕事のない身にならないために、ブルジョア報道機関のビュレティンの発行を

許可する」。^⑧ H・H・スクヴォルツォフは、このビュレティン発行の提案には反対であった。「なぜなら主要な害毒は、社説ではなく報道だからである。この閉鎖によって、憤激を引き起こしているのである。紙に配給制を導入すべきだ」。^⑨ このように三者三様の提案をしているが、三人に共通しているのは、「ブルジョア新聞」を直ちに閉鎖するという立場には立っていないかつたということである。この討議の後、次のような「ブルジョア新聞の問題について」という決定を下した。「1. 憲法制定会議の選挙の時期しだいでは、ブルジョア新聞を開放する必要があると認める。2. 同志ポクロフスキーとスクヴォルツォフに出版に関する布告の草案を作成するように委任する。3. ブルジョア新聞の印刷所の所有者が新聞閉鎖の期間中、印刷工に賃金を支払うことを義務づける」。^⑩

同日、モスクワ軍事革命委員会の出版に関する布告が採択された。

1. ユンケルの蜂起の開始時に軍事革命委員会により法令で定められたブルジョア新聞の制限は、今は停止している市内での軍事行動があったことによってもたらされたということ、
2. 憲法制定会議の選挙は、例外なくすべての諸政党、諸潮流のためのアジェンションの自由を前提としているということ、

3. モスクワでの最高権力であるソヴエトの代表者としての軍事革命委員会には、だれかれを問わず、この権力に反対するあらゆる攻撃からこの権力を守る義務があるということ、

以上を考慮に入れて、軍事革命委員会は次のことを決定する。

1. 一月八日水曜日以降、モスクワでは、一月二十八日から新聞閉鎖の日までの欠勤期間の労働者と職員への賃金支払いを条件として、諸潮流の区別なく、すべての機関紙が妨げられることなく登場することができる。

2. 政治的な機関紙の自由を復活するに際して、軍事革命委員会は、ソヴエトに反対する蜂起を呼びかけるいかなるアピールも許されないとあらかじめ予告しておく。

このようなアピールの見られる機関紙は押収され、その執筆者は革命裁判所に引き渡されるであろう。^⑪

この布告後、一月二十六日と二十七日に閉鎖されていた六紙の再発行も含めて、すべての新聞の発行が許されるようになった。その中には、ソヴエト権力を批判するだけでなく、虚偽の報道をするものもあつたという。当時モスクワの新聞の編集委員であった M・H・シエルクーノフは次のように指摘していた。新聞の論調は、「一九一七年一月以後、急激に変つた。この時期までは、流される報道の正しさを点検するためのさまざまな措置がとられていたのに対して、一月革命後は、『反ポリシエ

「ウィキ」と名づけられる新聞にはポリシエヴィキに不利な光をあてる報道についての点検が放置されていた。雑報欄は——同様に論説も——その中にポリシエヴィキに対する『こしょう』が多ければ多いほど、喜んで受け入れられた¹¹⁾。

そこで、虚偽報道を規制するため、モスクワ・ソヴェト幹部会は、一九一七年一二月に、特別の出版に関する布告を採択した。それによると、虚偽報道がなされた場合、最初の報道の二倍のスペースを割り当てて、報道機関に反論を印刷させた。反論の掲載を望む者（私人、公務員、機関）は、出版問題委員に依頼する。出版問題委員は、当該編集部に反論を渡し、それが掲載されなければならない期限を指定する。期限までに委員の決定を実行しなかったすべての刊行物は、革命法廷の判決にしたがい、閉鎖ないしは罰金に相当する。出版問題委員には、刊行物を虚偽報道の掲載のことで起訴する権利が認められる。革命法廷により有罪と認められた編集者と執筆者は、それぞれ二万五〇〇〇ルーブル以下の罰金および五ヵ月以下の禁固（penitence）¹²⁾を受ける¹³⁾。ただし、この措置は十分実行されなかったようである。「中傷を罰する試みがなされた事件は、二、三知られているにすぎない。しかも、それらも新聞の状態には何の影響もあたえなかった¹⁴⁾」とオコロコフは述べている。

さて、ここでモスクワの出版規制政策の特徴を、ペトログラードのそれと比較しながら検討してみよう。第一に、モスクワでは憲法制定会議の選挙と結びつけて「出版の自由」を論じているのに対して、ペトログラードでは当初からこの考え方はなかった。したがって第二に、モスクワではすべての諸政党、諸潮流の「出版の自由」を前提にして、一定の規制を加えているのに対して、ペトログラードでは規制の方に基調がある。第三に、規制の対象について、モスクワでは「反ソヴェト蜂起のアピール」を掲載した新聞に限っているに対して、ペトログラードではこの他に虚偽報道や犯罪の呼びかけを掲載したものも含めている。第四に、規制の方法が、モスクワでは新聞自体の閉鎖ではなく、当該発行号の押収である。事実、モスクワ軍事革命委員会の「出版に関する布告」の採択から遷都までの四ヵ月あまりの間に、モスクワで閉鎖された新聞は一紙もない¹⁵⁾。一方、編集者と執筆者に対する処罰については、ペトログラードでは規定がないのに対して、モスクワには規定がある。ただし、これは、行政的規制ではなく、革命法廷による「司法的規制」である。また、虚偽報道については、ペトログラードでは直ちに行政的規制が行われたのに対して、モスクワではいわば「反論権」が法認されていた。これは、虚偽には真実を対置すると

いう方法、すなわち言論には言論で闘うという方法である。モスクワでは、虚偽報道もイデオロギー闘争の対象とされていたのである（遷都後これも否定される）。反論掲載義務に違反した新聞は法廷に引き渡されるのであるから、これも行政的規制ではなく、やはり「司法的規制」である。第五に、ペトログラードでは出版手段の社会化による新しい出版レジームの創出が想定されていたのに対して、モスクワにはこの観点がない。すなわち、モスクワでは、資本家から出版手段を奪うということは当初は考えられていなかったのである。これは、ペトログラードの観点によれば、「無条件に反革命的な性格の措置」ということになる。

以上の特徴を総合すると、初期モスクワの出版規制政策は、一月四日に第二回全ロシア・ソヴェト中央執行委員会出版問題を審議した時のポリシエヴィキ反対派＝エスエル左派と同じ観点に立っているものといつてよいであろう。この点について、オコロコフは、初期モスクワの政策を批判する立場で次のように述べている。「モスクワ軍事革命委員会の布告の出現が可能になったのは、軍事革命委員会およびモスクワ・ソヴェトの指導部内の日和見主義的・協調主義的分子の存在の結果であり、ブルジョア新聞の革命的抑圧の措置を実行する際の、軍事革命

委員会とソヴェトの多くのメンバーの動揺と躊躇の所産であった¹⁵⁾。

モスクワでソヴェト権力が確立されてから遷都までのわずか四カ月半の経験から、「ブルジョア新聞」を規制しなくてもソヴェト権力は維持できるという結論を引き出すのは早計であろう。なによりもこの時期は、まだ内戦と国際干渉が本格化していないからである。とはいえ、この初期モスクワの経験は、ペトログラードとも遷都後のモスクワとも違った独自のものであり、興味深い。

しかし、「ブルジョア新聞」も含めた「出版の自由」に寛容であった政策も、モスクワ遷都後はペトログラードと同様に厳しいものに変つていく。一九一八年三月二十日、モスクワにソヴェト政府が移された。その後直ちに、人民委員会議、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会、全ロシア非常委員会、司法人民委員部は、モスクワでも「反革命新聞」に対する抑圧の措置をとり始める。左翼エスエルが第四回全ロシア・ソヴェト大会でプレスト・リトフスク条約の批准に抗議して人民委員会議を脱退した日の翌日、つまり三月一八日、新都モスクワでの最初の人民委員会議は、さっそくモスクワの「ブルジョア新聞」の閉鎖の問題を審議している。この会議で、全ロシア・ソヴェト中央執

行委員会議長Я・М・スヴェルドローフは、人民委員会議に次のことを報告した。それは、『ブルジョア新聞』の閉鎖の問題に関して、モスクワ指導部が誤った姿勢をとっていたこと、ブレスト講和の準備の時期に「ブルジョア新聞」が挑発的な活動をしていたこと、その活動が物質的・精神的に「反革命」の地下センターにつながっていること、というものであった。⁽¹⁾この報告を受けて人民委員会議は、次のような「モスクワ・ブルジョア新聞に関する決定」を採択した。「モスクワ労兵農代表ソヴェトおよび同志ジュレジンスキーと連絡をとり、ブルジョア新聞を即座に閉鎖し、編集者と出版者を革命裁判所に引き渡し、彼らに最も厳しい極刑を適用するという措置をとるよう、司法人民委員部に命じる。／閉鎖される新聞についての報道を政府諸紙に掲載するよう司法人民委員部に命じる」。⁽²⁾同日、出版問題委員B・ポドベリスキーは、この決定にしたがって、『モスコーフスキー・ヴェーチュエルヌイ・チャス』と『ムイスリ』を閉鎖し、両紙の編集者を出版革命法廷に起訴する命令を発した。翌日、『ブラウダ』はこれを大きく報道した。⁽³⁾

遷都後のモスクワは、ペトログラードと同様に、出版規制の舞台が革命法廷に移行する。それゆえ、これ以降の時期は次章でペトログラードとともに取り上げることにする。

- (1) А.З. Ожороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с. 269.
- (2) *Московский Военно-Революционный Комитет*, (далее: МВРК), М., 1968, с. 29.
- (3) там же, с. 50.
- (4) там же, с. 194.
- (5) Ожороков, указ. соч., (прим. 1), с. 269.
- (6) МВРК, с. 210.
- (7) там же, с. 211.
- (8) там же.
- (9) там же, с. 208-209.
- (10) там же, с. 212.
- (11) М. Шемзунов, „Законодательство о печати за пять лет“, *Печати и революция*, 1922, кн. 7, с. 176.
- (12) *Известия*, 9 декабря 1917г.
- (13) Ожороков, указ. соч., (прим. 1), с. 273.
- (14) См. там же, с. 343-376.
- (15) там же, с. 271.
- (16) там же, с. 273.
- (17) *Декреты Советской власти*, т. 2, М., 1959, с. 569.
- (18) *Правда*, 19(6) марта 1918г., No. 49.

第三章 革命法廷による「司法的規制」の導入

一九一七年一〇月二七日の「出版に関する布告」では、「新しい秩序が強固になりしだいだちに、出版物に対するあらゆる行政的干渉は廃止され、出版物に対しては、この点で最も開かれた進歩的な法律にしたがつて、法廷の前で責任を問うという範囲での完全な自由が確立されるであろう」(1) (傍点は引用者。以下断りがない場合は同じ)と規定していた。これは、出版物に対する行政的規制を完全に排除したうえで、通常裁判所による純粹な司法的規制のみを行うという構想である。この構想は「新しい秩序が強固になりしだいだちに」実現されるものであったが、当時のポリシエヴィキはこのような情勢認識にはなかった。本章で検討する「革命法廷」や「出版革命法廷」は、「布告」の想定する「法廷」とは異なったものである。

しかし、新しい秩序が強固になっていない段階でも、新聞を「裁判」によって処罰しようという考えはすでにあった。レーニンは、一九一七年一月四日、「出版の自由に関する決議案」の中で、次のように書いていた。「臨時労働政府は……新聞の全経営を調査する審査委員会を任命する。帳簿、決算報告書その他の記録文書を、審査委員会に隠すことも、故意に不正な証言

を行うことも、いづれも革命裁判所によって処罰される⁽²⁾。本章で扱う「革命法廷」や「出版革命法廷」は、この系譜に属する。

このように、「反革命新聞」を「裁判」によって処罰しようという構想、すなわち「司法的規制」の構想は早くからあった。しかし、この「司法的規制」は、一般に資本主義諸国で行われているものとは、次の二点において異なっている。第一は、司法権力と他の国家権力との関係についてである。初期ソヴェト権力は、「三権分立」論を「ブルジョア理論」として原理的に否定し、「三権統合」論を唱えていた。そのため、「司法権の独立」はありえなかった。したがって、革命期に創設される「司法機関」は、審議し行動する機関としてのソヴェトに從属していた。第二は、出版規制を国家のどの機関が決定するのかという点についてである。例えば、日本では、行政機関が自らの判断で独自に出版物を事前に差し止めることは検閲にあたる⁽³⁾とされ、これは憲法によって禁止されている。名譽毀損やプライバシーを理由に市民が出版物の事前差し止めを求める場合にも、裁判所以外の国家機関がそれを判断することはできない。ところが、ソヴェト権力は「三権統合」論を採用しているため、出版規制を決定するのが、行政機関(出版問題委員部)であれ、「司法機関」(革命法廷)であれ、階級権力の行使の上では本質的に違い

はないと考えられていた。革命期のような非常事態であれば、この任務を迅速な行政機関が行った方がより効率的であるとも考えられる。事実、出版問題委員会が出版規制をし、場合によっては後に革命法廷でそれが審理されることもあった。すなわち、当時の出版規制には、出版問題委員部の決定だけで規制する場合と、出版問題委員会が決定した後、革命法廷に起訴して規制する場合という二つの経路があった。後者の場合も、出版問題委員会が出版規制の第一次的決定権を持っていたことにはかわりはない。

このように初期ソヴェト権力の下での「司法的規制」は、資本主義のそれとは本質的に異なっている。しかし、新聞を規制する場合、行政機関による規制と法廷による規制とは、機能上区別して論じることができる。なぜなら、後者には、ソヴェト的な特徴がありながらも、やはり「司法的機能」があることは否定できないからである。それでは、この「司法的機能」を持った革命法廷は、どのようにして組織されていたのだろうか。

(1) *Декреты Советской власти*, т. 1, М., 1957, с. 24.

(2) В. И. Ленин, *Полн. собр. соч.*, т. 35, с. 54. 邦訳、レーニン全集（大月書店、一九六四年）第二六卷二八八頁。

第一節 革命法廷の創設

一〇月革命後、中央からの統一的な指令を待たずに、各地では「下からの」新しい革命的裁判所の創設の動きが見られた。ペトログラードでも、裁判・取調べ機関 (*судбно-следственный орган*) が設置された。しかし、この機関による出版規制の措置は、「反革命勢力」に対してあまり厳しいものではなかった。例えば、ペトログラード軍事革命委員会の命令にもとづいて、取調べ委員会は、旧臨時政府の何人かの閣僚グループによる「憲法制定会議の擁護のために」というアピールを掲載した新聞を取調べ、一九一七年一月一七日、各新聞の編集者と発行者を逮捕した。ところが、数日後には全員釈放されたのである。¹⁾

そこで人民委員会議は、一月二二日、「裁判所に関する布告第一号」を採択し、「上からの」本格的な裁判所創設に着手し始めた。この布告では、通常裁判所である地方裁判所 (*местный суд*) とともに、「反革命事件」を取り扱う労働革命法廷 (*рабочий и крестьянский революционный трибунал*) が設置された。²⁾ 出版物に関する事件は、この労働革命法廷で審理されることになっていった。布告の第八条は次のように規定していた。

反革命勢力から革命とその獲得物を防衛する方策を講じるという形で、それらと闘争するために、また略奪・不法領得・サボタージュその他の商人・工業家・官吏などの権利濫用との闘争に関する事件を解決するために、県もしくは市の労兵農代表ソヴェトにより選出される、議長一名と交替制の参審員（Заседатель）六名で構成される労農革命法廷が設けられる。

これらの事件についての予審（Предварительное следствие）を行うために、ソヴェトの下に特別予審委員会（Особые следственные комиссии）が組織される。

さらに、一月二八日、司法人民委員部（Н. ストゥーチカが「革命法廷の設立のための指針」^①を出した。これは、「反ソヴェト勢力」と闘争する際の革命法廷の具体的権限を明らかにしたものであった。これによると、すべての市民が訴追人にも弁護人にもなれる資格を持っており、それは法廷の審理に参加している者の中から任命された。また、適用される刑罰として列挙されていたのは、社会的非難（Общественное порицание）、社会的信用の剝奪（Лишение общественного доверия）、罰金、社会的強制労働、自由剝奪であり、この時点では死刑は含まれていなかった。

ところで、一月二九日、左翼エスエルが人民委員会議に加わ

り、ここに統一戦線政府が誕生した。しかし、すでに見たように、「出版の自由」をめぐるポリシエヴィキと左翼エスエルは激しく対立していた。そのため今後は、人民委員会議で多数派のポリシエヴィキと、そこでは少数派であるが司法人民委員部を掌握した左翼エスエルとの対立を背景に、ソヴェト権力の出版規制政策が形成されていくことになる。

さて、一月一九日、司法人民委員部（司法人民委員は左翼エスエルのН. シュチエインベルク）が、「革命法廷に関する訓令」^②を発した。この訓令に列挙されている刑罰は、罰金、自由剝奪、追放、社会的非難、人民の敵であることの宣告、政治的権利の剝奪、財産の差押え・没収、社会的強制労働であった（やはり死刑はなし）。ここでは、「革命法廷の設立のための指針」よりも、刑罰のカタログがさらに詳しくなっている。

また、訓令によると、法廷の構成は次のようなものだった。革命法廷は、議長一名、副議長二名、書記一名、副書記二名、参審員四〇名で構成される。参審員以外の構成員は、ソヴェトによって選出され、常任で三カ月の任期があるが、任期満了前でもソヴェトによって解任されうる。参審員は、事前に用意された参審員一覧表の中から、ソヴェト中央執行委員会によって一カ月の任期で選出される。この革命法廷の下に、六名からな

る予審委員会が設置される。予審委員会は、通報ないしは告発を受けるただちにそれを吟味し、四八時間以内にその事案を却下するか、管轄の裁判所に移送するか、革命法廷の審理に付すかを決定しなければならない。また予審委員会は、逮捕、捜索、押収、被逮捕者の釈放に関する命令を発することができるが、これは三名の共同署名がなければ無効である。緊急に迫られてこの命令を単独で発した場合、一二時間以内に予審委員会による事後承認が必要とされる。

訓令は、訴追と弁護についても規定していた。「(2)革命法廷の下に、社会的訴追および社会的弁護という形態で法の番人となる人々の協議会が設置される。(3)この協議会は、革命的司法に対する援助を希望し、ソヴェトの推薦を受けたすべての人々の任意加入によって組織される」。この協議会の中から、法廷が社会的訴追人を選び、被告人が弁護人を選ぶことができるが、被告人が選ばない時には法廷が協議会の中から指名する。この訴追人と弁護人の他に、法廷に出席している傍聴者の中から一人の訴追人と一人の弁護人が審理に参加することができる。

これらの法令にもとづいて、各地に革命法廷が創設されていった。次に、それをペトログラードとモスクワについて見ておこう。

1. ペトログラード

一月二二日に採択された裁判所に関する布告第一号にもとづいて、ペトログラード・ソヴェトは、一月二四日、革命法廷の議長候補および参審員の候補者のリストを作成するようにソヴェト執行委員会に要請し、その後革命法廷は設置された。ところが、ペトログラード革命法廷には多くの事件が持ち込まれたので、出版事件を適時に審理できる状態にはなかつた。「レヴォリユーツイオンヌイ・ナバート」紙事件では、責任を問われた人民社会党のЛ・М・ブラムソンが法廷で「私は新聞のスローガンに心から共鳴し、それに連帯する」と表明したため、新聞は閉鎖され、新聞の財産は没収された。ただ、被告人に対しては社会的非難と軽蔑を表明しただけであつた。また、エセルの影響下にある『全ロシア農民代表ソヴェト・イズヴェスチヤ』紙事件では、パプロフ連隊のいくつの中隊が「反ボリシェヴィキ的」デモをしたと同紙が報道したため、連隊の兵士が編集者を告発した。法廷では、連隊の全権委員が訴追人となり、証人として各中隊の代表者が立つた。訴追人は、編集者が「出版の自由」を階級闘争と中傷の武器に変え、それを故意に利用したと述べた。法廷は、編集者のH・Я・ヴィホフスキーに五〇〇ルーブルの罰金を科した。

2. モスクワ

モスクワでは、一二月五日のモスクワ・ソヴェトの「モスクワ革命法廷の創設に関する決定」によって設置された⁽⁹⁾。モスクワ革命法廷もベトログラードと同様に、多くの事件を処理しなればならなかった。最初の出版事件の審理は、一九一八年一月八日に行われた『ウートラ・ロシイ』紙事件であった。法廷の審理は次のようなものであった。法廷の議長ベルマン(ポリシェヴィキ)は、審理の冒頭に新しい革命法廷の任務について述べた。

次に、モスクワ・ソヴェトの定例会議で選ばれた二四人の住民代表の名前を読みあげ、彼らの中から本件審理に参加する六人の参審員を選ぶための抽選を行った。訴追人はポリシェヴィキのH・C・キゼリシユチェーインとC・A・ステエブニークであり、弁護人は傍聴人の中から選ばれたH・ムラヴィヨフであった。ムラヴィヨフは、弁護士で旧臨時政府の特別予審委員会の代表であった。一般的に革命前からの弁護士は、法廷に参加している者の中から弁護人を選ぶという新しい制度を利用して、ソヴェト権力に反対する演説をすることが多かったという。被告人は、『ウートラ・ロシイ』紙の編集者と発行者であった。被告人たちの罪状は、新聞が二回にわたって虚偽報道をしたと

いうことであった。一回目は、軍事人民委員が軍隊の一部に動員解除命令を出したという記事を載せたことであり、二回目はソヴェト軍とハリコフのウクライナ中央ラーダ軍との戦闘で、双方あわせて一万七〇〇〇人の死傷者を出し、二つのポリシェヴィキ連隊がラーダ側についたと報じたことである。証人の証言によって、これは虚偽報道であると判断された。法廷は、被告人らが住民にパニックを引き起こし、ロシア軍の戦線を破壊する目的をもって故意に嘘の報道を載せたことに罪があると認定した。判決は、編集者に二週間の禁固、発行者に一万五〇〇〇ルーブルの罰金(支払えない場合は三カ月の禁固)を科した⁽¹⁰⁾。

いずれにせよ、ベトログラードでもモスクワでも、革命法廷の負担が過重なため、出版事件は十分審理できなかった。しかし、この間にも「反革命新聞」の活動は活発になるばかりであった。そこでソヴェト権力は、地方の革命法廷の下に出版事件に関する特別の法廷を創設することが必要であると考えようになった。こうして、出版革命法廷を創設する試みが始まった。

(1) Д. П. Голыков, Крушение антисоветского подполья

в СССР. 1917-1925 гг. М., 1975, с. 98.

- (2) 革命法廷については、次の論文が詳しい。佐藤雅美「初期ソビエトにおける非常司法機関と刑事司法上・下」『九大法学』三八一—三九号。
- (3) *Деятели Советской власти*, т.1, М., 1957, с.125-126.
- (4) *Известия*, 28 ноября 1917г.
- (5) *Известия*, 21 декабря 1917г.
- (6) *Известия*, 25 ноября 1917г.
- (7) *Известия*, 24 декабря 1917 г.; *Травада*, 4 января (22 декабря) 1918г., No.43.
- (8) Е.Н.Горюцкий, *Рождение советского государства. 1917-1918гг.*, М., 1965, с.347; А.3.Ожороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с.282.
- (9) Горюцкий, указ. соч., (прим. 8), с.348; Голинков, указ. соч., (прим. 1), с.99.
- (10) Там же, с.99-100.

第二節 出版革命法廷に関する二つの法令

出版革命法廷の創設をめぐって、ソヴェト権力内では二つの立場が対立していた。一つは、左翼エスエルの影響の下に作成された司法人民委員部の「出版革命法廷に関する決定」であり、もう一つは、ポリシェヴィキの主張を反映した人民委員会議の

「出版革命法廷に関する布告」である。

一九一七年二月九日に左翼エスエルがポリシェヴィキと連立政府を作ることに同意し、ここにポリシェヴィキ一名、左翼エスエル七名の人民委員会議が成立した。司法人民委員には左翼エスエルのН・シユチェインベルクが就任した。左翼エスエルが人民委員会議に参加した背景には、ポリシェヴィキの単独政権から生じる「ポリシェヴィキ独裁」を権力内部から抑制しようとする意図があった。この事情をシユチェインベルク自身は、「一党制支配の体制が確立されるのを食い止め、ポリシェヴィキの独裁的傾向という潮流に逆らって進む」ために政府に参加したと述べていた。¹⁾

このシユチェインベルクが作成した司法人民委員部の「出版革命法廷に関する決定」(以下「決定」と略す)もこのような思想に導かれていた。すなわち、出版規制における行政機関、とくにポリシェヴィキ主導の出版問題委員部の恣意性を排除し、新聞を司法的に統制しようとしていたのである。すでに見たように、左翼エスエルは、「出版に関する布告」に反対していたし、一月四日の出版問題についての全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の審議では、ポリシェヴィキ反対派のラーリンの案——「出版に関する布告」を廃止し、それに代って革命法廷を創

設し、そこで弾圧および懲罰に関するあらゆる問題が審理されるべきだという案——を支持していた。森下氏はこれについて次のように述べている。「この決定は、司法人民委員シテインベルク（左翼エスエル派）の署名によるものであり、『出版の自由』の擁護派と反対派との微妙な思惑が交錯している。それは必ずしも出版の自由の抑圧を強化する方針を承認したのではなく、先のラーリン決議案にある革命法廷案の系譜上にあるともいえる。つまり、出版に対する弾圧を法的規制の下におくことによつて、その行き過ぎを阻止する効果も期待しえた」。

このような思想を反映した「決定」では、出版革命法廷の審理にかけられるのは個々の責任者（新聞の編集者や発行者、新聞社の社員など）ではなく、新聞それ自体だけであるとされた。また、事件を起訴できるのは、裁判職や行政職の者、社会团体、個人であり、出版問題委員部の役割は無視された。その上、「出版に関する布告」や「広告の国家独占に関する布告」などの出版規制法に対する違反についての規定がなかった。

一方、ポリシェヴィキは、「反革命新聞」と有効に闘うにはもつと断固たる措置が必要であると考えていた。「決定」が出される以前の一二月一三日付け『ブラウダ』は、編集部論説で次のように述べていた。「中傷者はまったく誤ったことに自分たちが罰

せられないと思つてゐる。ペテン師的な黒百人組の新聞によつて中傷された、労働者組織・党・ソヴェト権力・個人は、この無頼漢を裁判所に引き出さねばならない。……革命的人民は……ソヴェト権力に、下劣な中傷者や挑発者を裁判所に引き渡すよう要求するにちがいない。……ブルジョア報道機関を裁判所の下にノブルジョア的中傷者を裁判所の下にノブルジョア新聞」^①。「決定」とは違つて、裁判にかけられるのは「ブルジョア新聞」だけでなく、「中傷者」も含まれている。

その後も司法人民委員部が人民委員会議と異なる方針を出すため、人民委員会議は一二月三〇日、「シュチェインベルクの法令について」という特別決議で、司法人民委員部のすべての重要問題を人民委員会議の事前の審議に付すことを決定した。^②

これにしたがつて、一九一八年一月三日、ペトログラード・ソヴェトは出版革命法廷の問題を審議した。それによると、出版革命法廷は、裁判・行政その他の機関によつてではなく、出版問題委員部によつて法廷に引き渡された事件を審理しなければならぬとされ、「決定」を明確に修正した。つまり、「決定」が無視した出版問題委員部に訴追人としての役割を認めることによつて、法廷における行政機関の役割を高めたのである。

ところで、司法人民委員部内の左翼エスエルの指導者たちは、

もともと「反革命活動家」の逮捕に消極的であつた。人民委員會議が、一九一八年一月二四日に出版革命法廷の問題を審議していたときに、左翼エスエルで司法人民委員部参与のシュレイデルが、出版革命法廷の名で(彼はペトログラード出版革命法廷の議長でもあつた)、次のことを要求した。すなわち、出版事件に關して逮捕・勾留されたすべての人を釈放すること、出版事件の管轄を、全ロシア非常委員會、出版問題委員部その他ソヴェト機關からはずすことであつた。これは、「決定」以前に逮捕された者は法の手続きを欠いているから釈放した上で、今後事件の管轄を出版革命法廷に一元化しようとするものだといえる。つまり、これは純粹な司法的規制を構想していたのである。しかし、人民委員會議は次のように述べて、これを拒否した。「出版革命法廷は、出版機關紙のみを罰し、人に対して直接的な刑罰を指定しないが、これによつて、当人の新聞紙上での発言がおのずと積極的な反革命闘争を証明するような人を逮捕するといふ反革命闘争委員會その他の権力機關の権利を否定するものではない」。この時点では、人民委員會議も、出版革命法廷での人に対する処罰はあえて主張していなかつたが、それは他の国家権力機關で処罰できると考えていたからであつた。

しかし、人民委員會議は、司法人民委員部の「決定」をいつ

までも放置しておくわけにはいかなかつた。一九一八年一月二八日、再び出版革命法廷の問題を審議した末、「決定」を破棄し、新しい人民委員會議の「出版革命法廷に關する布告」(以下「布告」と略す)を採択した。それでは、司法人民委員部の「決定」と人民委員會議の「布告」とは、具体的にどのようなのであろうか。少し詳しく検討してみよう。

(1)管轄

決 定

1. 革命法廷の下に出版革命法廷を創設するが、その管轄は出版物の利用により行われる人民に對する犯罪 (反actyone) および違反行為 (нарушение) に該當する。

布 告

1. 革命法廷の下に出版革命法廷を創設する。出版革命法廷の管轄は、出版物の利用により行われる犯罪および違反行為に該當する。

「布告」第一条は「決定」第一条に文章上のごくわずかな修正を加えただけであつた。

(2)犯罪の構成要件

決 定

2. 社会生活の現象に關する虚偽のあるいは歪曲されたいかなる情報の伝達も、それが革命的

布 告

2. 社会生活の現象に關する虚偽のあるいは歪曲されたいかなる情報の伝達も、またソヴェト権

民の権利と利益に対する侵害の企てであるがゆえに、出版物の利用による犯罪および違反行為に該当する。

力により公布された出版に関する諸法令の違反も、それが革命的人民の権利と利益に対する侵害の企てであるがゆえに、出版物の利用による犯罪および違反行為に該当する。

「布告」第二条には重要な点が追加された。すなわち、「決定」第二条の犯罪構成要件に加えて、「ソヴェト権力により公布された出版に関する諸法令の違反も」犯罪とされたのである。これは、「反革命新聞」が、司法人民委員部の黙認の下で人民委員会議の「出版に関する布告」や「広告への国家独占の導入に関する布告」に違反していたことに対する、ポリシエヴィキの反撃といつてよいだろう。

(3) 法廷の構成と訴訟手続き

決定

3. 出版革命法廷は、任期三カ月で、労兵農代表ソヴェトにより選出される三人から成る。

布告

3. 出版革命法廷は、任期三カ月で、労兵農代表ソヴェトにより選出される三人から成る。
4. ①出版革命法廷の下に、予審の遂行のために、労兵農代表ソヴェトにより選出される三人から成る予審委員会が創設される。②通報と訴えの受理に關して予審委員会は、四八時間以内をそれを検討

ら成る。これらの者に予審の遂行も事件の審理も委ねられる

4. 訴訟の提起の契機となるのは裁判職もしくは行政職の者、社会団体もしくは個人の通報 (сообщение) である。

し、事件を管轄の裁判所に移送するか、あるいは革命法廷の公判に付する。③逮捕、搜索、押収、被逮捕者の釈放に関する予審委員会の決定は、もしそれが三人から成る合議で採択されれば有効である。猶予が許されない場合、抑制措置 (мера прещения) が一二時間以内に予審委員会により承認されるならば、この措置は予審委員会の各委員により単独とることができる。④予審委員会の命令は、赤衛隊、民警、軍隊および共和国の執行諸機関により遂行される。⑤予審委員会の決定に対する訴えは、出版革命法廷に提起され、出版革命法廷の公判準備会議 (Gosudarstvennoe sudebnoye) で審理される。⑥予審委員会は次の権限を有する。(a) すべての官庁および官吏から、またすべての自治機関、裁判機関、当局、公証人機関、社会・職業団体、商工業企業、政府・公共・個人の信用機関から、必要な情報や資料または施行されていない関係文書を要求すること。(b) 委員会の委員、とくに全権付与された人を通じて、必要な情報を得るため、前項で述べられたすべての機関と当局の関係文書を閲覧すること。

「布告」の第三条と第四条は、「反革命新聞」に対する訴訟の提起の手續きについて規定している。「布告」が「決定」と大きく

違うのは、予審委員会を設置したことである。「決定」では法廷の裁判官自身が予審も審理も行うのに対して、「布告」では法廷の下に予審委員会を創設し、予審と審理をそれぞれの機関に委ねている。予審委員会は法廷の下に設置されるとはいえ、両者ともそれぞれソヴェトにより選出され、予審委員会の決定に対する訴え自体が法廷に提起されるのであるから、予審委員会は法廷から独立しているといつてよい。すなわち、予審委員会は、独自に捜査・逮捕し、新聞を閉鎖し、赤衛隊その他の執行機関を通じて自らの命令を執行する権限を持っているのである。「布告」ではこの予審委員会に起訴する権限が独占されており、「決定」の第四条は排斥されたのである。

(4) 訴追人と弁護人

決定

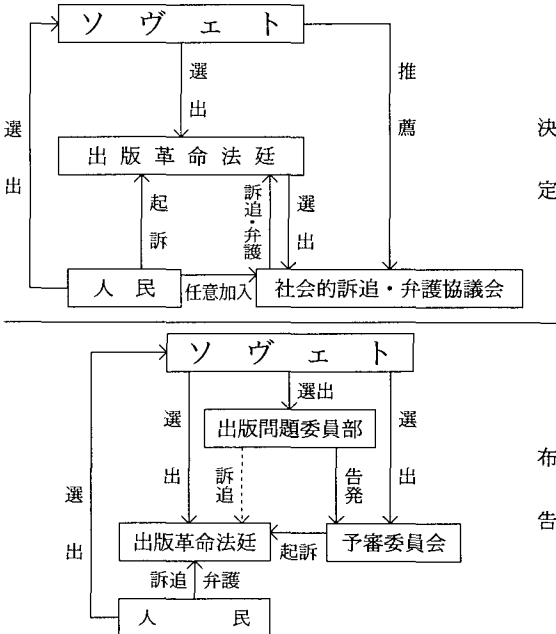
5. 訴追人(単数)と弁護人(単数)は、一般の革命法廷の訓令で規定されている原則に基づいて組織される。

布告

5. 法廷の審理は、訴追人(複数)と弁護人(複数)の参加の下で行われる。

6. 訴訟に参加する権利をもつ訴追人および弁護人としては、両当事者の選定によりすべての市民男女が許される。

「決定」では訴追人と弁護人の組織方法が特別に規定されていなかったが、「布告」では訴追人と弁護人の参加義務とその資格について規定していた。しかも、「布告」では訴追人も弁護人も複数の者がつくことができた。それではここで「決定」と「布告」における法廷の構成を図にしておこう。



(5) 審理の公開性

決定

6. 出版革命法廷の審理は公開である。

「布告」は予審委員会の報告も含めて公開することで、審理の公開性をより拡大しようとした。これによってソヴェト諸新聞は、大衆に法廷の活動を知らせることがより容易になった。

(6) 一審制と判決の執行

決定

7. 出版革命法廷の判決は終審で上訴は許されない。

布告

8. 出版革命法廷の判決は終審で上訴は許されない。労兵農代表ソヴェト附置出版問題委員部が、出版革命法廷の決定と判決を執行する。

「布告」は、判決の執行を「決定」が無視していた出版問題委員部に委ねたのであるから、この点でも左翼エスエルの意図は阻止されたことになる。

(7) 刑罰

決定

8. 出版革命法廷は次の刑罰を定める。①罰金②社会的非難の表明③嘘の報道の取り消しを目立つ箇所に掲載するか、それを特別に公表すること④一時的もしくは永久の発行物停止あるいは販売からの排除⑤印刷所や出版物発行の資財が裁判にかけられた場合は、それらを全人民的所有へ没収すること。

布告

9. 出版革命法廷は次の刑罰を定める。①罰金②社会的非難の表明③嘘の報道の取り消しを目立つ箇所に掲載するか、それを特別に公表すること④一時的もしくは永久の発行物停止あるいは販売からの排除⑤印刷所や出版物発行の資財が裁判にかけられた場合は、それらを全人民的所有へ没収すること⑥自由剝奪⑦首都、各地方あるいはロシア共和国領内からの追放⑧罪人の全部または一部の政治的権利の剝奪。

「布告」で追加されたのは、⑥以下のいずれも人に対する刑罰である。これは、ポリシエヴィキが左翼エスエルに与えた最大の批判的回答であった。さらに「布告」では第一〇条で「出版革命法廷の維持は国家財政による」という規定が追加された。この「布告」が採択された翌日、ペトログラード・ソヴェトで「布告」が審議された。「布告」にしたがって、新聞に対する

ソヴェトの統制を強化するため、出版問題委員会によって起草された「ペトログラードにおけるすべての定期・不定期刊行物の発行手続きに関する臨時規則」が承認された。これは「布告」と同様に、発行者の責任強化を目的として、次のことが規定されていた。①紙上に編集者と発行者の氏名、編集部と印刷所の住所を明示すること。②発行後、ただちにサンプル五部をペトログラード・ソヴェト出版問題委員会と発行当地の区ソヴェト出版問題委員に届けること。また、発行部数の情報を定期的に提供すること。③一面に政府の決定を掲載すること。④これらに違反した場合、多額の罰金を科すこと。

この①によって、出版諸法の違反者と「反ソヴェト」のために新聞を利用する者を、報道機関から排除することが容易になった。また、②によって、出版問題委員会が日常的に出版物の内容をチェックし、必要であれば迅速にそれを規制することができるようになった。さらに「臨時規則」では、「閉鎖と押収」という部分の第一条で次の新聞を閉鎖するとしていた。「①労働政府および労働農代表ソヴェトへの公然たる抵抗もしくは不服従を呼びかけるもの。②明白に中傷的な事実の歪曲により無秩序を生ぜしめるもの。③明白に犯罪的な、すなわち刑事上可罰的な性格の行為を呼びかけるもの」。これは、一九一七年一

〇月二十七日の「出版に関する布告」とほとんど同じであるが、唯一の違いは、「臨時規則」ではソヴェトへの公然たる抵抗または不服従を呼びかけるものが付け加わっている点である。また「臨時規則」によると、刊行物の告発に関する資料を五日以内に出版革命法廷に移すために、刊行物の閉鎖と押収の権利が出版問題委員会に認められた。こうして出版革命法廷は、ペトログラードとモスクワの他にもいくつかの都市で創設されていた。

(1) スタインベルク(蒼野和人訳)『左翼社会革命党 一九一七—一九二二』(鹿砦社・一九七二年)五九頁。原書は一九五五年。

(2) *Права*, 1 января(19 декабря)1918г., No.40.

(3) 森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』(創文社・一九八四年)二〇九頁の注(23)。

(4) *Права*, 26(13) декабря 1917г., No.213(144).

(5) Э.А.Финн, „Антисоветская печать на скамье подсудимых (Заметки современника о трибуналах по делам печати)“, *Советское государство и право*, 1967, No.2, с.71.

(6) А.Л.Фрайман, „Декрет Совета Народных Комиссаров о революционном трибунале печати“, в: *Вспомогательные исторические дисциплины*, IV, Л., 1979, с.21.

(7) ТАМ ЖЕ.

(8) *Девятому Съезду рабочей организации*, Т. I, М., 1957, с. 434.

(9) ТАМ ЖЕ, с. 432-434.

(10) *Труды*, 15(2) февраля 1918г., No. 26(253).

第三節 出版革命法廷での審理

出版革命法廷で何件の事件が審理され、それぞれどのような判決が下されたのかは明らかではない。ただ、オコロコフによると、二三種二七紙の事件に関する資料がアルヒーフに保管されているらしい⁽¹⁾。今ここではこのアルヒーフを利用することはできないので、当時の新聞報道と若干のソ連の研究に依拠して出版革命法廷の実状の一端を垣間見ることにしよう。

1. ペトログラード

ペトログラード出版革命法廷のメンバーは、議長が左翼エスエルで司法人民委員部参与のA・A・シュレイデル、他の参審員がポリシエヴィキのM・C・ゴレリクとA・K・ツヴェトコフ⁽²⁾、プロスヴェシエンスキーである。

(1) 『ブルジョア新聞』

① 『ピーチェル』(一月二二日審理)⁽³⁾

この事件では、金属工組合が法廷に送った告発の手紙が、裁判のきつかけとなった。ペトログラード金属工労働組合中央幹部会は、金属工労働組合の信用を失墜させ、労働者大衆をけしかけて反対させるための中傷のことで、『ピーチェル』紙編集部⁽⁴⁾の責任を問うよう、予審委員会に求める。出版問題委員部は、法廷で訴追人として次のように述べていた。「労働国家はこのような新聞の存在を甘受することはできない。『ピーチェル』紙の一度の閉鎖では目的を達していない。なぜなら、このけがらわしい新聞は過去実際に新しい名称の下で復活しているからである、ということを考えて委員部は次のように決定した。すなわち、最も活動的な社員をすべて拘禁し、系統的な嘘・中傷・反革命的なプロパガンダのことで、彼らを革命法廷の場に引き渡すこと」。法廷は、この決定どおり社員を拘禁に付し、新聞を閉鎖した。

② 『ペトログラーツコエ・エーホ』(一月二二日審理)⁽⁴⁾

同紙は、陸軍総司令官クルイレンコが出した動員解除命令をレーニンが破棄したことを報道した。これが問題とされ、起訴された。法廷は、この報道自体は事実なので編集者を無罪とし、すでに出版問題委員部によって出された新聞閉鎖の命令を破棄した。ただし、今後この種の報道は、出版ビューローの公式報

道があるまでは控えるように命じられた。

③ 『ナーシエ・ヴェーグマスチ』(二月三一日審理)⁵⁾

同紙は『ビルジエーヴィエ・ヴェーグマスチ』の後継紙である。前身紙は、一九一七年一〇月二六日と十一月一六日に二度にわたって閉鎖されていた。そこで名称を『ナーシエ・ヴェーグマスチ』に変えて発行を続けていた。同紙は、第一号でソヴェト権力に対する虚偽報道をしたかどで起訴されていた。しかし法廷は、同紙に社会的非難を宣告し、判決を紙面に掲載することを条件に発行を許した。

(2) 「小ブルジョア新聞」

① 『ダグブラート』(二月三二日審理)⁶⁾

同紙の一面と二面には有料の広告が掲載されていた。出版問題委員部は、これが広告への国家独占の導入に関する布告の第二条、第五条、第六条に違反するとして、新聞の閉鎖を決定した。法廷は閉鎖を確認した。しかし、印刷所の接収は免れた。

② 『デエニ』(メンシエヴィキ系、二月一八日審理)⁷⁾

同紙は、一九一七年一〇月二六日に軍事革命委員会によって閉鎖されて以後、六つの名称を取り替えて発行を続け、その度ごとに閉鎖されていた。その間、ソヴェト権力に反対する記事・論説を載せていた。例えば、十一月一九日付けの「真実か？」

という記事のなかでは、「ポリシエヴィキがドイツにペトログラードを差し出し、ドイツが憲法制定会議の召集を確保し、憲法制定会議とドイツが交渉を行うであろう」と報じていた。また、二月九日付けの「労働者と『政府』との抗争」では、彈薬工場の労働者が税の支払いに抗議して、「憲法制定会議が機能を始め、自分たちの階層から合法的な権力を選出した後、初めて税を支払う。ポリシエヴィキの要求は……断固として拒否する」と宣言した決議を採択したと報道していた。これに対して工場委員会は、特別の代表団を選出し、「中傷者」の責任を追求した。ただし、この時は『デエニ』紙に抗議しただけであった(この時はまだ出版革命法廷は創設されていなかった)。さらに、二月一六日付けの「ポリシエヴィキと歴史」という記事では、ポリシエヴィキの急速な滅亡を予言していた。「彼らは急速に消える。彼らは権力が……手から滑り落ちることに気づいており、国境の外へこつそりと立ち去る準備をしている」。そこで二月一八日、出版問題委員部は法廷に次のような告発状を送った。「出版問題委員部が必要とみなしたのは、レシイニやその他の銀行家の資金で発行されている『デエニ』紙を閉鎖すること、……その主要な政治的恐喝者を逮捕すること、新聞により住民の多くの無自覚な部分に混乱を広め、ソヴェト権力をけ

なし、無知な大衆を労農政府に反対させる……という反革命的な報道(Rechthoe Choro)の中傷者と恐喝者の徒党を組織したというかどで、『デエニ』紙の印刷所と活動家とその働き手……を出版革命法廷の裁判にかけることである。法廷は、新聞閉鎖を決めただけで、人に対する刑罰を下さなかった。(しかし、同紙は名称を変えてなおも発行を続けていたので、二月二〇日、法廷の予審委員会は編集者の出頭を再び求めた。⁽⁸⁾)

③『ナチャール』(メンシエヴィキ系、二月一九日審理⁽⁹⁾)

同紙は、「メンシエヴィキ祖国防衛派と『イエディンストヴォ』全ロシア組織との文学上の統一に奉仕する」と宣言していたが、実際には文学上の目的を追求するだけではなかった。そのためこれまで二度閉鎖されていた。訴追人の出版問題委員部は法廷で次のように述べていた。「この新聞の傾向が、ソヴェト権力への態度と労農革命の成果について敵対的であるとすぐに判明した。……個々の報道や雑報欄で、労農権力が経済生活と政治生活のいたる所で打撃を受けているかのように社会生活を示そうとする傾向がうかがえる」。出版問題委員部は、新聞を閉鎖し、発行者と編集者を罰するよう要求した。法廷はこれを認めた。

④『デエーロ・ナローダ』(エスエル党機関紙、二月二〇日審理⁽¹⁰⁾)

同紙は三度閉鎖されたが、その都度名称を変え発行し続けて

いた。一九一八年一月、出版問題委員部は、出版革命法廷に『デエーロ・ナローダ』『デエーロ・ナロードノエ』『デエーロ・ナローダフ』を送り、次の点で同紙の出版所の責任を追求するよう法廷に求めた。(1)中傷の流布のため、(2)ソヴェト権力に対する武力行動の呼びかけのため、(3)労働者と農民の革命の獲得物に対する系統的な攻撃(一月と二月の間に『デエーロ・ナローダ』から見とれるもの)のため。出版問題委員部は、今後法廷での事件の審理まで、どんな名称であれ、新聞の発行を停止することを決定した。この決定にもかかわらず、同紙は発行をやめなかった。ドイツ軍がロシアへの攻撃を再開した翌日号(二月一九日付け)の一面では「任務のときが来た。ロシア民主主義者は自らの手に権力を握るべきである。人民委員部議は退かねばならない」と書いていた。そこで二月二〇日、同紙は起訴されたが、法廷は次のような緩やかな判決を下した。

『デエーロ・ナローダ』紙には、人民の生活と労農政府の活動に関する報道を系統的に歪曲した記事と論説や、『デエーロ・ナローダ』紙が勤労人民の利益を損ねて言論を行使したということとを証明するような論説もあらわれていた。……1. 上記の論説と記事を掲載したかどで『デエーロ・ナローダ』紙に非難を表明する。2. 『デエーロ・ナローダ』紙(エスエル党中央委員

会機関紙)にこの判決を一面に載せるよう命じる。3. 判決の掲載を条件に『デューロ・ナローグ』紙の発行を許可する。(しかし、翌日、挑発的で無責任な騒擾を呼びかけるアピールを掲載したとして、出版問題委員部は再び閉鎖を決定した。)^①

⑤『ノーヴァヤ・ジーズニ』(合同社会民主党国際主義派、二月二三日審理)

同紙は、M・ゴリキを中心としたメンシェヴィキの国際主義的立場(帝国主義戦争反対)をとるグループの新聞である。

同紙は、メンシェヴィキのスハーノフの論文を掲載したことに ついて、法廷で責任を問われた。しかし法廷は、『ノーヴァヤ・ジーズニ』紙編集部は、スハーノフの論文『降伏』(第三〇号)で述べられた見解には同意しない」という文章を同紙の一面に掲載するという条件で、その発行を許した。同紙編集局はこの判決を承諾した。

ちょうどこの頃(二月一八日)、ドイツ軍がロシアへの攻撃を再開し始めた。首都ペトログラードにさえもドイツ軍が迫るといふ危機を迎えた。これにともない、『ブルジョア新聞』もソヴェト権力に対して攻撃を強めていた。レーニンによれば、『ペトログラードのネフスキー街では、またブルジョア新聞(『レーチ』、『デューロ・ナローグ』、『ノーヴィ・ルーチ』その他)の紙上

で、やがてドイツによってソヴェト権力が打倒されるであろうという感激を、彼らは味わっている。^②」のであった。そこで人民委員会議は、二月二日、「社会主義祖国は危機に瀕す」というアピールを採択し、その中で『ブルジョア新聞』の禁止について次のように述べていた。「革命的防衛の事業に反対し、ドイツ・ブルジョアジーに味方し、またソヴェト権力を打倒するために帝国主義の侵入を利用しようとする、すべての刊行物は閉鎖される」。^③

翌二月二日、ペトログラード革命防衛委員会は、ドイツ軍によるペトログラードの包囲状態が解かれるまで、すべての『ブルジョア新聞』の閉鎖を決定した。^④この決定によると、新たに新聞を発行するには出版問題委員部の許可が必要になった。また決定では、新聞の閉鎖により職を失う労働者に対しては印刷所の所有者が賃金全額を支払わねばならないとされていた。こうして、一挙にすべての『ブルジョア新聞』の閉鎖が決定されたので、出版革命法廷は活動する余地がなくなった。

2. モスクワ

モスクワでは、ペトログラードより遅く一九一八年三月にはいつてから出版革命法廷が創設された。そして遷都以後は、「反革命新聞」に対して厳しい措置がとられるようになった。

(1)「ブルジョア新聞」

①『モスコーフスキー・ヴェーテルニイ・チャス』『ムイスリ』
(三月一九日審理)¹⁵⁾

出版問題委員B・ポドベリスキーが両紙を閉鎖し、編集者を法廷に引き渡すことを決定した理由は、次のようなものだった。「昨日、モスクワの住民は、『モスコーフスキー・ヴェーテルニイ・チャス』と『ムイスリ』に載せられたおびただしいセンセーショナルな報道によってかなり動揺していた。『ヴェーテルニイ・チャス』は、ハリコフはオーストリア・ウクライナ軍に占領され、ロストフ・ナ・ドンとノヴォチェルカスクは捕虜の部隊によって奪回されたと伝えていた。……すべてこの報道は、まったくの嘘、明らかに故意にパニックと騒擾の種をまくことである¹⁶⁾」。出版革命法廷は、この出版問題委員の両紙閉鎖の決定を承認し、編集者と社員を罰した。『ムイスリ』の編集者と虚偽報道の執筆者はそれぞれ強制労働六カ月の判決を受けた。

②『ルースキイエ・ヴェーダマスチ』(カデット系、四月四日審理)¹⁸⁾

同紙の三月二四日付けに、エスエルのB・サヴィニコフによって書かれた論説「旅先から」が載った。この論説では、ソヴェトの指導者に対する批判が繰り返され、サヴィニコフは読者に

メンシエヴィキのダンを支援するように呼びかけていたという。これに対して出版問題委員部は、新聞を閉鎖し、編集者エゴロフを法廷に起訴した。審理では、訴追人としてクルイレンコが出庭していた。彼によれば、この事件の本質は「ソヴェト権力に反対する政治ブロックにあり、それは形式的にはなく、事実上、反革命のサヴィニコフと自由主義的ブルジョアの新聞との中間にあった」。責任を問われた編集者エゴロフは罪を認めなかった。彼によると、「編集部と意見が別れるかどうかにかわりなく、その意見が一般的な関心を持つようなすぐれた政治活動家の」ペンによるものであるために、エスエルのサヴィニコフの論説がカデットの新聞に掲載されたのだという。これに対して、クルイレンコは新聞の閉鎖と禁固刑を要求した。それは、いかに「われわれが、手に武器を持ってわれわれを攻撃する者に対してだけでなく、その扇動者やその背後の同盟者に対しても容赦しない」かを思い知らせるためであった。法廷は訴追人の主張に同意した。『ルースキイエ・ヴェーダマスチ』は閉鎖され、編集者エゴロフは「老齢を考慮して、三カ月の独房禁固のかわりに」三カ月の強制労働が宣告された。

(2) 「小ブルジョア新聞」

① 『ヴラスチ・ナロード』(エスエル系、三月二〇日審理)¹⁹⁾

同紙一九一八年一月三日付け(第四号)の記事「ポリシエ
ヴィキとポーランド」が問題とされた。その記事では、ミン
スクで革命軍が逃亡したこと、ミンスクの軍事コミッサールがソ
ヴェト権力によって逮捕されるまで挑発的なアピールを出して
いたことが、報じられていた。法廷は、記事が虚偽であり、不
道徳で容認しがたいとして、社会的非難を宣告した。さらに三
日以内にこの判決を同紙の一面に掲載すること、掲載しない場
合には閉鎖することを命じた。

② 『トルート』(エスエル系、三月二一日審理)²⁰⁾

同紙はトヴェリからの通信員の記事を載せていたが、それは、
都市で飢えによる暴動が数日間続いていると報じていた。「群衆
は、食料委員会と個人の高級料理店を襲撃している。民警と現
地の軍の守備隊は、何事かをするには無力である。住民は大量
に都市から去っている。……都市では火事が起きていた」。審理
では、訴追人として兵士グーセフが登場した。彼は記事が出る
まではトヴェリは平穏だったが、記事が出るとパニックが起き
たと述べた。「多数の群衆は、どこで食料委員会や店舗、小売店
を襲撃しているのかを自分たちに説明するように要求して、労

兵農代表ソヴェトを包囲していた」。この記事は、トヴェリ県近
隣の市、郡でも動揺を引き起こしたらしい。法廷は判決を下し
た。そこで強調されていたのは、「上述の電報の目的が、公正で
公然たる思想上の政治闘争ではなく、挑発的なうわさの流布に
よって、住民大衆の間にパニック、組織破壊、革命的人民の現
政権に対する不満、扇動を引き起こそうとすることであった」
ということであった。法廷は、二万ルーブルの罰金を命じ、四
日以内に全額を支払い、判決を新聞の一面に掲載することを義
務づけた。

以上をまとめると次のようになる。

「ブルジョア新聞」

モスクワ	ペトログラード
『ヴェーチエルニイ・チャス』 『ムイスリ』 『ルースキエ・ヴェエグマスチ』	『ピーチェル』 『ペトログラーツコエ・エーホ』 『ナーシエ・ヴェエグマスチ』
新聞閉鎖・編集者と社員処罰 新聞閉鎖・編集者と執筆者強制労働六カ月 新聞閉鎖・編集者強制労働三カ月	新聞閉鎖・編集者拘禁 社会的非難 無罪

「小ブルジョア新聞」

モスクワ	ペトログラード
「ヴァラスチ・ナローグ」 「トルート」	「タグブラート」 「デエニ」 「ナチャール」 「デエロ・ナローグ」 「ノーヴァヤ・ジーズニ」
罰金二万ルーブル	新聞閉鎖・発行者と編集者処罰 新聞閉鎖 社会的非難 条件付発行許可

これらのわずかな事例からでも次の点が指摘できる。第一に、出版革命法廷が必ずしも出版問題委員部の求刑を追認せず、それよりも緩やかな判決を下している場合が少なくないという点である。この傾向は、特に左翼エスエルのシュレイデルが議長をしているペトログラード出版革命法廷により明らかに見られる。この点で、出版革命法廷は、一定のチェック機能を果たしていたということが出来る。第二に、出版革命法廷は、「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」に対してとる態度に違いがあるということである。「ブルジョア新聞」では新聞が閉鎖されれば必ずその編集者も罰せられているのに対して、「小ブルジョア新聞」では人に対する処罰はなされていない場合が多い。この対応の違いは、当時のソヴェト権力が、「ブルジョア新聞」

を抑圧の対象とみなしていたのに対して、「小ブルジョア新聞」をイデオロギー闘争の対象とみなし、両者を区別していたことが考えられる。これに加えて、出版革命法廷の判決を寛容にした理由は、その参審員の政治的傾向にあったと思われる。すでに述べたように、ペトログラード出版革命法廷の議長は左翼エスエルのシュレイデルであった。左翼エスエルは以前から「統一社会主義政府」を主張していたのであるから、当然ポリシェヴィキとは違って、エスエルやメンシェヴィキに対する態度は柔軟なものがあつたはずである。また、シュレイデルは、一九一八年一月二四日に、人民委員会に対して「出版事件に関して逮捕・勾留されたすべての人々を釈放すること」を要求し、出版事件を司法的統制の下に置こうとしていた。同様のことを、一九一八年二月一四日、司法人民委員のシュチェインベルクが地方ソヴェトへの通達の中で述べていた。「ソヴェト権力が強固に確立されてきた現在にあつては、我々は、諸個人、諸団体および諸新聞に対する組織的報復行為は停止されなければならないと考える。反革命的活動の阻止は、革命法廷の枠内に限定されねばならぬ。迅速に、かつ決然と行動せよ。だが行動は革命法廷から開始されるべきである。革命は、その活動中の敵に対しては厳格であり、倒れ敗北した者には慈悲深い。どのような人

間にも、社会主義の正義はソヴェト共和国の領土内で行われていない、などと主張させてはならぬ⁽¹⁾。これは革命法廷一般に関するものであるが、左翼エスエルの特徴がよくあらわれている。すなわち、地方ソヴェト権力が新聞に対する「組織的報復行為」を停止し、「反革命的活動」だけを阻止すること、その際この阻止を革命法廷の法的手続きにしたがって行うことを要請し、それによって「社会主義の正義」を守ろうとしたのであった。

こうした左翼エスエルの政治的傾向を示す端的な事実を、オコロコフは指摘している。すなわち、アルヒーフに保管されているエスエルの『デエーロ・ナローダ』紙事件の史料によれば、判決の後に三人の参審員のシュレイデル(左翼エスエル)、ゴレリク(ポリシエヴィキ)、ツヴェトコフ(プロスヴェシエンスキー(ポリシエヴィキ)の署名があり、シュレイデルの名前の下に「いやいやながら」という追記が見られるというのである⁽²⁾。これは、シュレイデルが『デエーロ・ナローダ』紙に社会的非難を宣告することさえも「いやいやながら」行ったということを示している。シュレイデルは、人民委員会議の出版革命法廷に関する布告で人に対する刑罰が規定されていたにもかかわらず、破棄された司法人民委員部の出版革命法廷に関する決定にしたがって、できるだけ人に対する刑罰の適用を回避しよ

うとしていたのであろう。

こうして、出版革命法廷が「反革命新聞」に寛容であったため、ポリシエヴィキは法廷が「反革命」との闘争の機関としては不十分であると感じ始めた。しかもペトログラードでは二月二三日以降、法廷の機能は事実上停止していたのである。ここから、出版革命法廷の廃止の声が出てくることになる。

- (1) А.З.Око́роков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с.22.
- (2) А.Л.Фрайман, „Декрет Совета Народных Комиссаров о революционном трибунале печати“, в: *Вспомогательные исторические дисциплины*, IV, Л., 1972, с.26.
- (3) Око́роков, указ. соч., (прим.1), с.257.
- (4) *Правда*, 15(2) февраля 1918г., No.27; *Известия*, 17 февраля 1918г.
- (5) там же.
- (6) там же.
- (7) Око́роков, указ. соч., (прим.1), с.258-259.
- (8) *Известия*, 24 февраля 1918г.
- (9) Око́роков, указ. соч., (прим.1), с.268.
- (10) там же, с.266-267.

- (11) *Pravda*, 22(9) февраля 1918г., No.33.
- (12) *Pravda*, 24(11) февраля 1918г., No.34.
- (13) В.И. Ленин, *Полн. собр. соч.*, т.35, с.367. 邦訳「レーニン全集(大月書店・一九六二年)第二七卷」二六頁。
- (14) *Деятели Советской власти*, т.1, М., 1957, с.491.
- (15) *Издательское дело в первые годы Советской власти* /1917-1922/, М., 1972, с.152-153.
- (16) Окроков, указ. соч., (прим. 1), с.274.
- (17) *Pravda*, 19(6) марта 1918г., No.49.
- (18) Э.А. Фини, "Английская печать на склоне полудельных (Заметки современника о трибуналах по делам печати)", *Советское государство и право*, 1967, No.2, с. 74-75.
- (19) *Pravda*, 21(8) марта 1918г., No.51; *Известия* 21 марта 1918г.
- (20) *Pravda*, 22(9) марта 1918г., No.52; *Известия* 22 марта 1918г.
- (21) Стайнберлк (蒼野和人訳)『左翼社会革命党 一九一七—一九二二』(鹿砦社・一九七二年)二一六頁。
- (22) Окроков, указ. соч., (прим. 1), с.267.

第四節 出版革命法廷の廃止と革命法廷への移行

出版革命法廷の創設の法令は、「司法人民委員部の決定」と「人

民委員会議の布告」の二つが出されたが、廃止の法令も二度出された。一度目は「ペトログラード労働コミューン・コミサール会議の決定」によって、二度目は「人民委員会議の決定」によってである。モスクワ出版革命法廷は後者によって廃止された。

まず、ペトログラード出版革命法廷の裁判官の一人であるブレリク(ポリシェヴィキ)が、『ノーヴァヤ・ジーズニ』三月一日付けに法廷廃止を求める声明を出した。^[1]それによると、出版革命法廷の審理は利益をもたらさないだけでなく、有害でさえあると指摘されていた。すなわち、「ブルジョア新聞」と「非社会主義新聞」の活動家は、十分に準備された資料と弁護人を備えて法廷に出頭してきており、多くの証人も持っていること、そのため審理は、法廷創設の目的に反して、あるいは出版問題委員部の意図に反して進展しているということであった。そして声明では、出版革命法廷を廃止して、例外的な場合だけ革命法廷が裁けるようにし、通常は根絶の手段を出版問題委員部に委ねるように提案していた。これは、出版事件の処理を「司法機関」から行政機関に移そうとするものであり、もはや「司法規制」の枠をこえて、行政的規制に純化しようとするものであった。

次いで、ペトログラード労働コミューン・コミサール会議が、ストウーチカ他二名の署名で次のように決定した。¹ 出版革命法廷を廃止し、すべての事件を革命法廷の審理に引き渡すこと。2. 出版革命法廷の予審委員会を廃止し、すべての事件をペトログラード・コミューン附置出版問題委員部に引き渡すこと²。この決定は、出版事件を法廷で審理する限りでは、「司法的規制」の枠内での改革であった。

ところで、三月一七日、左翼エスエルは、第四回全ロシア・ソヴェト大会でのプレス・リトフスク条約批准に抗議して、人民委員会議から脱退していた。このとき、司法人民委員のシュチェインベルクも辞任したが、後任にはポリシエヴィキのストウーチカが就いていた。ストウーチカは、革命法廷の管轄を整理するために「革命法廷に関する布告」の草案³を作成し、三月三〇日の人民委員会議に提出した。この案では、反革命との闘争のための革命法廷、投機との闘争のための革命法廷、出版革命法廷というこれまでの三区分を廃止し、一般の革命法廷に統合することになっていた。この案に対してレーニンは、「出版革命法廷に関する布告を、その活動の成果をあらかじめ総括（および審議）することなく、廃止するのは、正しくない⁴」と反対を表明した。このため、現場では出版事件をどのように取り扱

うかをめぐって混乱が生じていたようである。その一例として、ここでは「マルトフ事件」を取り上げる。

一九一八年四月一六日、モスクワ革命法廷にスターリンがマルトフを告訴した。マルトフは「フペリョート」紙に掲載した論文「準備砲撃」で、スターリンがかつてロシア社会民主党の徴発（Земоприхваты）部隊に参加したかどで党組織から除名されていたと指摘していた。スターリンは、これは醜悪な嘘であり、政治的目的を持った不当な中傷的攻撃であるとして、マルトフを告訴した。法廷では、マルトフの指摘の真偽ではなく、もっぱら法廷の管轄が問題になった。法廷議長リヤコーノフは、出版革命法廷の廃止に関する調査書を読み上げ、マルトフ事件はこの法廷の管轄外であり、彼を審理しないと宣告した。しかし、同時に、マルトフの論文には、革命法廷で審理しなければならぬような、労農政府に対する中傷的な表現が含まれていることを強調し、改めて予審委員会で彼の責任を問うことを求めた。この時、マルトフの弁護人が、「フペリョート」に掲載された論文に対してはメンシエヴィキ系のロシア社会民主労働党中央執行委員会とそのモスクワ合同委員会が責任を負うという声明を讀み上げた。そこで法廷は、マルトフに対して社会的非難を宣告して結審した⁵。ここでは、出版革命法廷の廃止を、革命法廷

の管轄から出版事件を除外することだと理解していたようである。

結局五月四日の人民委員会議で「革命法廷に関する布告」が採択され(五月一四日公布)、ストウーチカの草案どおりに出版革命法廷は廃止・統合されることになった。この「布告」によって、次の点が決定された。第一に、革命法廷に持ち込まれていた一般刑事事件を除外し、それを地方人民裁判所の審理に移すことよって、両者の管轄を明確に区分した。第二に、大都市にだけ革命法廷を残し、地方の革命法廷や軍事革命法廷を廃止することよって、革命法廷網を縮小した。第三に、革命法廷の三区分を廃止し、一つに統合した。こうして出版事件の審理は、革命法廷に移された。それでは、新しい革命法廷はどのように組織されていたのであろうか。

革命法廷は、県もしくは市の労兵農代表ソヴェトにより選出される議長一名と交替制参審員六名で構成されていた。そのメンバーの圧倒的多数(九〇%)はポリシエヴィキであった。革命法廷で審理される事件についての予審を行うために、ソヴェトの下に特別予審委員会が組織された。革命法廷の下には、予審委員会と並んで、直接地方ソヴェトが選出するか、あるいは革命法廷が司法人民委員の推薦により選出する、少なくとも三

人から成る訴追評議会(Комитет обвинения)が創設された(第五条)。訴追評議会には次の任務が課せられていた(第六条)。

①予審委員会が被疑者を革命法廷に起訴するかどうかを審議する際、その審議に訴追評議会のメンバーが一人参加すること。
②事件の裁判管轄が間違っていないか、予審が十分なされているかという問題について予審委員会に結論を提出すること。③革命法廷に関する規程に定められている犯罪や「反革命運動」の兆候を持つ犯罪を犯した個人や集団を起訴するように、予審委員会に提起すること。④事件を革命法廷で審理する場合、予審委員会で事件に関する告発理由を述べること。⑤革命法廷の公判で事件に関する訴追を行うこと。

一方、革命法廷の予審委員会は、非公開の会議で予審のすべての問題を解決していた(第七条)。予審委員会は、各事件ごとに被疑者を革命法廷に起訴するか、不起訴にするかという決定を、訴追評議会に伝えていた。訴追評議会から三日以内に抗議がなければ、訴訟手続きはそのまま進められる(第八条)。予審終了後、訴追人および弁護人に、この審議に関して自分の意見を述べる権利が与えられていた。訴訟手続きを進めるかどうかは、予審委員会が決定していた。

さて、この革命法廷で何件の出版事件が審理されたのかは明

らかではないが、若干の例を紹介しておこう。ペトログラード労働コミュニティのある会議で、出版問題委員のB・ヴォロダルスキーは、ソヴェト権力を承認しない「反ソヴェト新聞」の編集者に対して、「出版の自由」に終止符を打つという「最後の警告」を行った。「つい先頃、私は、ブルジョアのおよび協調主義的新聞の編集者に次のように言っておいた。すなわち、われわれは、まったくイデオロギー戦線を越えて彼らを弾圧しようと考えているのではなく、彼らは情報に対して慎重に関わるべきであつて、挑発的で虚偽のセンセーションによつて大衆に混乱と退廃をもたらす権利を持っていないということを断固要求しているのだと。私は彼らに警告しておいたが、現在われわれは彼らを厳格にかつ断固として扱わざるをえない⁸⁾。」ところが、この「最後の警告」の後に、ペトログラードの新聞が、プチロフ工場の労働者が「反ソヴェト的」決議を上げたという報道をいっせいに流したのであつた。そこで五月一四日、出版問題委員部の決定によつて、ペトログラードで発行されている「反ソヴェト的な」若干の朝刊とほとんどの夕刊が閉鎖された⁹⁾。

①ペトログラード新聞グループ事件¹⁰⁾

閉鎖された新聞の大部分は、五月二四日に審理が始められた。それらは、「ブルジョア的な」傾向を持つっているとされたが、ソ

ヴェト権力に敵対している政治新聞というよりは、センセーションを追いかけている大衆新聞(イエロー・ペーパー)といった性格のものであつた。法廷の議長はC・C・ゾーリン、参審員は住民の代表六名であつた。訴追人は出版問題委員のヴォロダルスキー、弁護人は革命前からの有名な弁護士であつた。この事件について、法廷は執筆者、コラムニストや編集者を尋問した。彼らは電話がきちんとつながらなかつたため、通信員からの情報が正確に伝わらなかつたと弁明した。ヴォロダルスキーは、「ブルジョアジーに奉仕する者」と革命前から文芸に携わつてきた社会評論家とを区別しながら、次のような態度をとつていた。「ブルジョアどもの手には、彼らが実際のところみごとに自由に操れる剣、つまり出版物だけしかないが、この剣を彼らの手からたたき落とす必要がある」。ヴォロダルスキーは、すべての新聞の閉鎖を要求した。法廷は閉鎖を確認し、編集者に罰金を科した。ただし、ヴォロダルスキーの主張がすべて法廷で認められたわけではなかつた。例えば、「ヴェーチエルヌイ・チャス」に対して、ヴォロダルスキーは予審に提出されなかつた新たな告発を法廷に提起したとき、弁護人は新たな予審を開くように要求した。法廷はこの要求に応じて、ヴォロダルスキーの主張を却けたのである。また別の新聞については、

新聞の押収が撤回され、その後の発行も許可されたのであった。
 ②『ノーヴィ・ヴェーチェルニイ・チャス』、『ヴェーチェルニイ
 エ・オーグニ』、『ペトログラーツコエ・エーホ』⁽¹⁾

この三紙の審理は、五月二七日から二九日にかけて行われた。

この三紙は、①の各紙と同じ起訴事実の他に、毎号のように多くのセンセーショナルな記事載せていると判断され、別扱いされたのである。『ノーヴィ・ヴェーチェルニイ・チャス』は、日本の脅威に関する論説と記事をシリーズで載せていた。

『ヴェーチェルニイエ・オーグニ』は、極東での外国干渉の脅威を書いていた。出版問題委員は、新聞が「多くの広範な市民大衆の中に、新聞に述べられたような気運、すなわちソヴェト権力は脆弱で、あちらこちらからさらにどこからか知れず危険が迫っているという気運を作り出そう」としていると判断した。

『ペトログラーツコエ・エーホ』は、シベリアの「反ソヴェト政権」の威信と支持が同盟諸国によって強められていたという記事載せていた。訴追人のヴォロダルスキーは、「新聞がパニックと無秩序を生ぜしめる嘘のうわさの系統的な流布を行っているというかどで」新聞を告発していた。革命法廷は、三紙を閉鎖し、別の名称で発行することもできないという出版問題委員の論告どおりの判決を下した。また、三紙の編集者、発行

者、社員に罰金を科した。特に『ペトログラーツコエ・エーホ』は一年間閉鎖され、その編集者は一年間どんな新聞であれ編集することが禁じられた。

③モスクワ新聞事件⁽²⁾

一九一八年六月七日と八日に、モスクワ革命法廷で若干の新聞の事件が審理された。『ロージナ』は、虚偽報道のため、永久に閉鎖され、一万ルーブルの罰金が科せられた。しかも、三日以内に罰金を納めない場合には印刷所が接収されるという条件つきであった。『ナロードナエ・スローヴァ』も、虚偽報道に問われ、三カ月間の発行禁止と三〇〇〇ルーブルの罰金に処せられた。罰金未納の場合は編集者は二カ月間拘禁される。その他に、『ヴェーチェルニヤ・ヴェスチ』は一〇〇〇ルーブルの罰金、『ガゼーティ・ドリア・フセツフ』は二万五〇〇〇ルーブルの罰金とされた。

こうして革命法廷でも、出版革命法廷と同じように審理が行われていたようである。この限りでは、新聞に対する「司法的規制」に変化はなかった。しかし、すべての新聞の閉鎖の判断が、革命法廷で審理されていたわけではなかった。特にモスクワでは、この後、情勢の危機に対応して、新聞閉鎖に再び軍事・行政機関が登場してくるようになる。このため、「司法的規制」

は大きく後退し、行政的規制への再転換が見られるようになる。

- (1) См. Э. А. Финн., Англисоветская печать на скамье подсудимых (Заметки современника о трибуналах по делам печати), Советское государство и право, 1967, No. 2, с. 75.
- (2) Известия, 24 марта 1918г.
- (3) Декреты Советской власти, т. 2, М., 1959, с. 231-233.
- (4) В. И. Ленин, Личн. собр. соч., т. 36, с. 210. 邦訳、レーニン全集(大月書店・一九六四年)二七卷二三三頁。
- (5) Правда, 17(4) апреля 1918г., No. 74.
- (6) Декреты Советской власти, т. 2, М., 1959, с. 233-234.
- (7) М. В. Кожеников, История Советского суда. 1917-1956 годы. М., 1957, с. 40.
- (8) Цит. по: Финн, указ. соч., (прим. 1), с. 73.
- (9) Правда, 15(2) мая 1918г., No. 93.
- (10) Финн, указ. соч., (прим. 1), с. 73-74.
- (11) А. З. Ожороков, Октябрь и крах русской буржуазной прессы, М., 1970, с. 260-265.
- (12) Правда, 11 июня (29 мая) 1918г., No. 116.

第四章・行政的規制への再転換

出版革命法廷が廃止・統合される直前のポリシェヴィキの情勢認識は、きわめて厳しいものだった。「帝國主義列強にとり囲まれたソヴェト共和国の國際的地位は極度に不安定」であり、「最近、すなわち一九一八年五月の上旬を通じて、政治情勢は対外的要因からも、国内的要因からも、異常に激化した」⁽¹⁾。そのため、警戒しなければならぬのは、「ブルジョアジー」に対してだけではなかった。「本格的な戦争の軍事的準備を強化するうえに必要なことは、発作でもなければ、わめくことでも戦闘的スローガンでもなく、大量的規模での長期の緊張したきわめて粘り強い規律ある活動である。これを理解しながらない左翼エ、セル分子と無政府主義分子に容赦のない反撃を加えることも、彼らがわがプロレタリア共産党の一部の分子に、自分のヒステリーを感染させないようにしなければならぬ。……最近頭をもたげてきたブルジョアジーに対して仮借ない闘争、戒嚴令の施行、新聞の閉鎖、首領の逮捕等々が必要である」⁽²⁾。

また、非ポリシェヴィキ新聞については、五月九日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の会議で議長のスヴェルドロフが、次のように述べていた。「あらゆるブルジョア新聞によって、同

様にブルジョアジーの後を追ってたわごとを言う新聞によって流布されているでたらめではばかげたうわさを、この演壇から論破することが私に命じられている。彼は、その例としてメンシェヴィキの『ペリヨート』を批判した。「あたかもある一つのセンターからの命令によるもののように、一連の新聞全体に、まったく現実にはそぐわない報道が現われた」。ここでは、これまでもとは違って、もはや「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」とを区別する視点は消えている。

こうした情勢認識と各党派への態度に基づいて、五月一日、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会幹部会は、次のような特別な決定をした。「多くのモスクワの新聞に、一連の嘘が、また何の根拠にも基づかない報道が現われたということを考慮して、また嘘のうわさをもつばら住民の間にパニックを起こし、市民をソヴェト権力に対立させることのために向けられているということを考慮して、最後にこのようなたらめな報道が他の都市で反革命を強化するということを考慮して、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会幹部会は、今後出版法廷でこの問題を審理するまで、嘘のうわさとしてたらめな報道を載せるすべての新聞を即座に閉鎖するということを決定する」⁽⁴⁾。中央執行委員会幹部会は、刑罰措置として二万五〇〇〇ルーブルから五万ルーブル

までの罰金、および新聞の編集者を革命法廷に起訴することを決定した。重要なことは、決定の執行が、その緊急性のゆえに、全ロシア非常委員会に委ねられたということである。この決定について、中央執行委員会幹部会は、モスクワ・ソヴェトと革命法廷に通知した。⁽⁵⁾

これに関連して翌日の『イズヴェスチャ』で、全ロシア非常委員会出版部長のX・チェペルスは、「小ブルジョア新聞」について次のように指摘した。「われわれは、彼らがイデオロギー闘争を行っていると考え、一定の行為については彼らを裁判にかけたが、行政的な攻撃によつて彼らと闘うことはできないと考えていた。……われわれは、報道によるイデオロギー闘争の自由を承認している。／しかしその後、祖国防衛派の新聞は、低俗なプレスと同じように、住民の間に嘘の挑発的な情報を広めるためにその紙面を提供した。……この嘘のカンパニアは、一種の謀議の性格を帯びて、すべての祖国防衛派の紙面で慣例となった。彼は、ひどい捏造と傾向的な中傷はイデオロギー闘争の対象ではないと判断して、全ロシア非常委員会は新聞を閉鎖したのだと主張した。最後に彼は、非常委員会は「諸潮流やイデオロギー上の反対派とは闘わないが、卑劣な嘘は以前のよう」に最も断固たる措置で阻止する」と述べていた。⁽⁶⁾ 事実、五月一

四日に、全ロシア非常委員会は、モスクワの三紙を閉鎖し、一紙に二万五〇〇〇ルーブルの罰金を科した。⁽⁷⁾

次いで五月一六日、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会幹部会は、「反ソヴェト新聞」の問題を審議した。ここで採択された決定で、中央執行委員会幹部会は、いかなる手続きで「反ソヴェト新聞」に対する「革命的抑圧措置」を行うべきかということを描いていた。これによると、①新聞閉鎖に関する中央執行委員会幹部会のすべて決定は、地方の権力機関によって執行されること、②非常の場合に採択され、中央機関によって執行される決定は、地方ソヴェトに通知すること、③全ロシア非常委員会附置出版部は、モスクワ・ソヴェト幹部会を通して、モスクワ・ソヴェト出版部と共同活動のための連絡をとるように義務づけられることとであった。⁽⁸⁾これによって、出版規制に行政機関の果たす役割が一段と高められたのである。

一方、六月一四日、全ロシア・ソヴェト中央執行委員会は、メンシエヴィキとエスエルの代表者を同中央執行委員会と地方ソヴェトから排除することを決定した。その理由は、「諸政党——社会革命党(中央派と右派)およびロシア社会民主党(メンシエヴィキ)の代表者は、その最高責任者も含めて、公然と反革命と同盟し……労働者と農民に対する武力行動を組織したこ

とが暴露された」というものだった。こうしてモスクワでは、この時期に「小ブルジョア新聞」が集中的に閉鎖されていった。この措置を、メンシエヴィキの『ペリョート』やエスエルの『ゼムリヤ・イ・ヴォーリヤ』は、ソヴェト権力の反対派に対する攻撃であると批判した。⁽⁹⁾

この方針にそって、「反ソヴェト新聞」を閉鎖する計画が作成された。A・Я・アロセーフが、モスクワ軍管区司令官によってこの作戦を指揮するように命じられたが、その際、レーニンが新聞閉鎖の手段と方法に具体的な指示を与えていた。レーニンの観点は、「反ソヴェト新聞」から印刷の現実的可能性を奪うことにあつた。アロセーフによれば、レーニンは次のように語っていたという。「なによりもまず印刷所に向いて行って、そこで実際に印刷を停止する必要がある。……そこにしかるべき軍事力を残す必要がある。これはあなた方軍の任務であろう。そして新聞が事実上発行する可能性を奪われた直後に、われわれはしかるべき機関を通して編集部と連絡をとる。最も肝心なこととはこれであり、残りのことはすべて副次的である。あなた方はできるだけ早く新聞から発行を奪わなければならない。すべての作戦を一夜のうちに終えなければならない」⁽¹⁰⁾。こうしてモスクワでは、出版問題委員部によってではなく、直接軍隊によつ

て新聞閉鎖が実行されたのであった。

次いで七月二日、全ロシア非常委員会は『アナルヒーヤ』紙の閉鎖に関連して特別声明を發した。「全ロシア非常委員会は、反革命や投機との闘争について……遭遇する瞬間のあらゆる例外を考慮に入れつつも、最近、ブルジョアジー、協調主義者、さらにアナキストの反革命的宣伝にも、特別な注意を向け、これらの出現との断固たる闘争が不可避であるとの結論に達した⁽¹²⁾」。翌日、民族人民委員部の提案を受けた全ロシア非常委員会は、『エーホ・ポリースケ』と『ズヂェンニーク・ポリースケ』を閉鎖した⁽¹³⁾。

さらにここで思わぬ事態が起きた。左翼エスエルによる七月反乱である。七月四日から第五回全ロシア・ソヴェト大会が開催されていた(一六四名の代議員のうち、ポリシエヴィキ七十三名、左翼エスエル三五三名であった)。大会三日目の七月六日、左翼エスエルの一部がドイツ大使のミルバッハを暗殺したのである。これは権力奪取をめざして計画された蜂起ではなく、ドイツ大使暗殺→ドイツとの戦争再開→対ドイツ・パルチザンの革命戦争への発展→左翼エスエルのイニシヤチヴの増大をめざした戦術といった性格を持っていた⁽¹⁴⁾。そのため、反乱者はあえてソヴェト権力に対して徹底抗戦もせず、一兩日中に鎮圧さ

れたのであった。

七月反乱を鎮圧した八日、モスクワ・ソヴェト出版部は、「左翼エスエルの陣営の中の冒險主義者の挑発的行動との関連で、また報道の手段による反革命的宣伝の阻止のために」、次のような決定をした。

1. 本年七月六日まで発行されていた定期刊行物のすべての登録証明書は、無効とみなす。
 2. 今後、特別な命令が出されるまで、定期刊行物の印刷権証明書の公布は、一時停止される。
 3. 第二項への注、労働組合の刊行物や、純粹に専門的・学術的な性格の定期刊行物の機関紙のために、七月八日以降、古い証明書の新しい証明書への交換が一日ごとに行われる。
 4. 出版部の特別な許可のないパンフレット、ビュレティン、アピールの印刷は、禁止される。
 5. 印刷所の所有者と管理者には、本年七月八日以降発行される証明書によってのみ、定期刊行物の印刷を引き受けることができるという義務が課せられる。
 6. 本決定の違反および不履行を犯した者は、軍事情勢の厳しさのため、罰せられ、印刷所は接収される。
- 注 本決定は、政府諸機関およびロシア共産党によって発行される印刷物には適用されない⁽¹⁵⁾。

この決定が、モスクワでは新聞閉鎖の画期となった。というのも、これまでの新聞閉鎖は、個別に閉鎖を決定していたのに対して、この決定では、登録証明書の無効という方法ですべての非ポリシェヴィキ新聞を、いったん発行禁止にしているからである。

そして七月二六日付けの『ブラウダ』に、モスクワ・ソヴェト出版部の「反ソヴェト新聞の閉鎖のために」という論説が掲載された。

反革命一味が、彼らにとつて憎むべきソヴェト権力を打倒しようと試みていた敵しい内戦の時期に、反革命新聞の発行を許可するのは、ソヴェトの理念の戦士に対する犯罪であり、すべての勤労人民に対する犯罪であろう。……

七月六日の事件に関連して発せられたモスクワの反ソヴェト的定期刊行物の発行の禁止は、ロシア社会主義共和国連邦が完全に強固になり、勝利するまで、有効である。

七月八日の決定への補足の中で次のことが伝えられた。すなわち出版部によって、各人、各団体に、ソヴェトの綱領の立場に立っている政治的定期刊行物の発行権の証明書が、交付されるであろう。

閉鎖された刊行物の印刷から解放された印刷所では、出版部によって、労働者の利益のために、ソヴェト的刊行物が印刷に当てられるであろう。⁽¹⁶⁾

こうして、左翼エスエルの七月反乱という非常事態への対処として出されたモスクワ出版部の決定によって、七月九日から三二日までの間に、一八紙の「ブルジョア新聞」と三二紙の「小ブルジョア新聞」が次々と閉鎖されていった。結局、一九一八年夏過ぎには、モスクワでもペトログラードでも、「反革命新聞」はすべてではないにせよ、基本的にはいったん壊滅させられていったのである。

(1) В. И. Ленин, *Литт. собр. соч.*, т. 36, с. 322. 邦訳『レーニ

ン全集』(大月書店・一九六四年) 第二七卷三六五頁。

(2) Там же, с. 325-326. 同前, 三六八—三六九頁。

(3) *Протоколы заседаний Всероссийского Центрального Исполнительного Комитета 4-го созыва. Стенограф. отчет*, М., 1920, с. 238.

(4) Цит. по: А. З. Ожороков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с. 276.

(5) Там же.

- (6) *Известия*, 12 мая 1918г.
- (7) *Правда*, 15(2) мая 1918г., No.93.
- (8) Окопков, указ. соч., (прим.4), с.276-277.
- (9) *Державы Советской власти*, т.2, М., 1959, с.431.
- (10) Окопков, указ. соч., (прим.4), с.277.
- (11) Цит. по: там же, с.279.
- (12) *Известия*, 2 июля 1918г.
- (13) *Правда*, 3 июля(20 июня), 1918г., No.134.
- (14) 加藤一郎『ロシア革命と左翼エスエル党』加藤一郎編『ナローの革命党史』(鹿野社・一九七五年)三二頁。
- (15) *Известия*, 9 июля 1918г.
- (16) *Правда*, 26 июля 1918г., No.155.
- (17) オコロコフによると、閉鎖された「小ブルジョア新聞」三二紙のうち、メンシエヴィキ系一五紙、エスエル系八紙、アナキスト系二紙、トリドヴィーク二紙、マキシマリスト一紙、その他三紙であった。См. Окопков, указ. соч., (прим.4), с.373-374.

終章

一〇月の武装蜂起から一九一八年夏頃までのソヴェト権力による出版規制政策は、規制の方法に着目すると、次のように展開していった。

(1) 純粹な行政的規制の時期

この時期は、一〇月の武装蜂起から革命法廷が創設されるまでの間、もっぱら行政機関だけが出版規制を行っていた時期である。つまり、一九一七年一〇月二五日から、ペトログラードでは一一月二四日まで、モスクワでは一二月四日までである。ソヴェト権力による出版規制の基本原理が確立されたのは、この時期である。すなわち、一〇月二七日の人民委員会議の「出版に関する布告」で新聞の閉鎖の基準が示され、一一月四日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会の「出版問題についての決議」で新聞閉鎖の根拠が示された。ただし、前者から後者へは一定の論理転換をともなっていた。

(2) 「司法的規制」の時期

この時期は、革命法廷の創設から一九一八年七月八日のモスクワ・ソヴェト出版部の決定までである。この中でも特に注目すべきなのは、ポリシエヴィキと左翼エスエルとの連立政権が

成立していた時期である。この第二の時期に、出版革命法廷が創設され、また廃止されていた。

(3) 行政的規制への再転換

この時期にも革命法廷は存在していた。しかし、前述の七月八日の決定により、もはや革命法廷が個別に新聞閉鎖を審理する必要はなくなつた。そして革命法廷の機能の縮小に対応して、全ロシア非常委員会の権限と組織が拡大されていったのである。次に、出版規制の形態に着目して、**时期的・地域的な特徴**を見るであろうか。

(1) 印刷所に対する規制

〔表1〕規制された印刷所の数

年・月	差押え	取用	接収	国有化	計
1917年10月	15	5	—	4	24
11月	9	5	11	2	27
12月	4	2	6	3	15
1918年1月	—	5	9	8	22
2月	2	1	6	11	20
3月	1	1	5	17	24
4月	1	1	3	6	11
5月	2	—	3	3	8
6月	—	—	4	3	7
計	34	20	47	57	158

A. A. Гончаров, Борьба советской власти с контрреволюционной буржуазной и мелкобуржуазной печатью (25 октября - июль 1918) 《Вестник Московского Университета》 Серия V Журналистика, 1969. No.4, c.20.

一〇月革命直後から一九一八年六月までの印刷所の規制件数は表1のとおりである。規制された印刷所の数が特に多いのは、一九一七年一〇月から一月にかけてと、一九一八年一月から三月にかけてである。これは、新聞の閉鎖件数の多い時期と重なっている(表2参照)。「反革命新聞」の抑圧においては、新聞の閉鎖とその物質的・技術的基盤の破壊とは不離一体の措置だったのであるから、これは当然である。

一〇月革命直後は、**差押えと取用**が私的所有の印刷所を規制する基本形態であった。これは、特に一九一七年一〇月と一月に集中しており、一八年以後は少なくなっている。**接収**はだいたいの全期間にわたっているが、一九一七年一月を頂点に後になるにしたがつて漸減している。これに対して**国有化**は、一九一八年の一月から三月に集中している。とはいっても、国有化された企業の数とは当時操業していた印刷所の数から見ると決して多くなかった。また、規模の大きな印刷所が優先的に国有化されたというわけでもなかった。当時、ヨーロッパ・ロシアの中央部および北東部の三一県で操業していた印刷所は、六〇〇を越えていた。そのうち一九一八年半ばまでに国有化されていたのは、一〇〇余りの印刷所であった。¹⁾また、一九一八年七月の時点で、ペトログラードには一五八の印刷所があり、その

うち二五企業が国有化されていた。モスクワでは、一四〇のうち一〇企業であった。したがって、本格的な国有化が始まるのはもう少し後になってからである。ペトログラードで国有化された印刷所の数は、一九一八年後半で二六件、一九一九年で五四件、一九二〇年で四八件、一九二一年の一月から二月で八件であった。²⁾

(2)新聞の発行規制

①押収 これは、新聞の当該発行号のみを配布前に差し止める措置であって、一〇月蜂起前のペトログラードと一〇月革命後の初期モスクワで若干見られたにすぎない。

②閉鎖 新聞の閉鎖状況を「ブルジョア新聞」と「小ブルジョア新聞」に分けて月別に見ると、表2のようになる。新聞の閉鎖は全体的にみると、革命直後から一九一八年七月までコンスタントに行われているが、特に閉鎖件数の多いのは、一九一七年一〇月から一一年にかけてと一九一八年四月から七月にかけてである。このうち前者の時期には「ブルジョア新聞」が、後者の時期には「小ブルジョア新聞」が多く閉鎖されている。革命直後は最も「反動的な新聞」を閉鎖するという方針だったのであるから、前者の時期に「ブルジョア新聞」の閉鎖が集中しているのは当然である。外国の干渉が始まった後者の時期には、

〔表2〕ソヴェト権力諸機関によって閉鎖された新聞の数

年・月	ブルジョア新聞	小ブルジョア新聞	計
1917年10月	33	7	40
11月	34	24	58
12月	22	5	27
1918年1月	18	18	36
2月	16	24	40
3月	3	15	18
4月	19	36	55
5月	33	36	69
6月	13	26	39
7月	24	41	65
8月	6	8	14
9月	3	4	7
計	224	244	468

A・З・Ожорков, Октябрь и крах русской буржуазной прессы, М., 1970, с.343-376. から筆者が独自に作成した。対象地域にはペトログラードとモスクワ以外も含まれている。

「小ブルジョア新聞」が外国の干渉軍と結びついているとソヴェト権力によって判断されたため、閉鎖が集中しているところである。

ところで、ペトログラードと初期のモスクワでは、出版規制の対応に違いがあった。そこで新聞の閉鎖を両地域に分けたのが表3である。ペトログラードでは、革命直後から「ブルジョア新聞」も「小ブルジョア新聞」も閉鎖されている。一九一八年五月に閉鎖件数が多いのは、五月一日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会幹部会の新聞閉鎖の決定によるものである。モスクワでは、革命直後に最も反動的とされる若干の「ブルジョ

〔表3〕 ペトログラードとモスクワにおける新聞閉鎖の数

年・月	ペトログラード			モスクワ		
	ブルジョア新聞	プロレタリア新聞	計	ブルジョア新聞	プロレタリア新聞	計
1917年10月	15	6	21	6	0	6
11月	19	19	38	1	1	2
12月	3	3	6	0	0	0
1918年1月	5	8	13	0	0	0
2月	2	6	8	0	0	0
3月	0	1	1	2	2	4
4月	2	1	3	4	2	6
5月	12	7	19	17	8	25
6月	3	4	7	4	6	10
7月	4	1	5	20	33	53
8月	4	2	6	1	0	1
9月	0	1	1	3	1	4
計	69	59	128	58	53	111

A・З・Окороков, Октябрь и крах русской буржуазной прессы, М., 1970, с. 343-376. から筆者が独自に作成した。

「ア新聞」を閉鎖した後、ほとんど閉鎖措置をとっていない。これは、初期モスクワの出版規制政策の独自性である。表からも明らかのように、閉鎖が本格的に始まったのは、遷都された一九一八年三月以降である。一九一八年五月に閉鎖件数が多いのは、ペトログラードと同様に中央執行委員会幹部会の決定によるものであり、七月に多いのは左翼エスエルの七月反乱直後の七月八日のモスクワ・ソヴェト出版部の決定によるものである。以上のことから、「反革命新聞」を閉鎖するのに大きな役割を果たしたのは、革命法廷の判決ではなく、行政機関の決定であることが改めて確認できる。

それでは、新聞閉鎖において、革命法廷または出版革命法廷（以下では両者をあわせて革命法廷と呼ぶ）の役割は何であったのだろうか。例えば、ペトログラードでは一九一七年一〇月二五日から一九一八年二月末の約四カ月間に、革命法廷に起訴された新聞が一九紙、罰金総額一四万二〇〇〇ルーブル、逮捕者一八人であった⁽³⁾。同じ期間に行政機関（軍事革命委員会または出版問題委員部）によって閉鎖された新聞は、表3によると八六紙であるから、実際に閉鎖された新聞のうち約二二・一パーセントしか起訴されていないことになる。当時は、行政機関によって閉鎖された新聞のすべてが、法廷に起訴されていたわけではなかったのである。以前にも述べたように、新聞の閉鎖を第一次的に決定するのは、法廷ではなく行政機関であった。行政機関は、法廷の事前の許可（令状）なしに、新聞を閉鎖し、関係者を逮捕するなどの独自の権限を持っていた。そうであるならば、行政機関だけで出版規制をすることもできたはずである。それにもかかわらず、革命法廷が創設されたのはなぜであろうか。実質的な出版規制は行政機関でも可能なことから、革命法廷には別の役割が期待されていたと考えられる。前述したように、左翼エスエルは、革命法廷に「司法的規制」としての役割を期待していた。一方、ポリシェヴィキは、革命法廷に大

衆への政治教育としての役割を期待していたと思われる。すなわち、革命法廷での審理によって「反革命新聞」の「反革命的」イデオロギーを暴露し、その影響力をイデオロギー的に粉砕することができるといふわけである。行政機関による閉鎖だけでは、どのような傾向の新聞が閉鎖されたのかは、大衆の前に十分明らかにされないままである。しかし、それが法廷で行われれば、ある程度は明らかにされる。それだけでなく、ソヴェト権力側の新聞が法廷の審理について詳しく報じれば、多くの人々をこの「イデオロギー闘争」に巻き込むこともできる。革命法廷に起訴された新聞の中で比較的多くの読者を持つ有名な新聞が多いのも、このためであろう。

オコロコフは、この点について次のように述べている。出版革命法廷に関する布告が採択された頃から、「プロレタリア権力は、敵対的ブルジョアの革命的抑圧のための活動に勤労大衆を参加させるといふ方針を目立って強調し始めていた。これによって、結局は、反ソヴェトの刊行物の影響力を弱め、その発言への信頼を打ち砕くという、一定の教育目的が追求されていた」。

しかし、実際には、革命法廷では、「司法的規制」としての役割はもちろんのこと、政治教育としての役割も十分果たせなかった。なによりもまず、労働者や農民の間では文言率が高く、

新聞を読んでいる者は少なかった。そのため、彼らは、革命法廷の審理に関心を示さなかった。この事情を、フインは次のように回想している。「傍聴者のうち労働者は少なかった。……労働者は裁判のために出かける時間がなかった。ホールを埋めつくしていたのは、当時の言葉によれば『糊のきいたカラーシャツとフロックコート』——ジャーナリスト、弁護士、文学者など——すなわち、決してソヴェト権力の擁護者ではない人々であった」⁽⁵⁾。このような状況であれば、ボリシエヴィキが革命法廷に固執する理由はもはやなくなる。したがって、革命法廷に「司法的規制」としての役割を期待していた左翼エスエルがソヴェト権力の中核からいなくなれば、再び行政的規制に転換するのは当然であったといえよう。

革命期の出版規制政策の形成過程を、政治の頂上部に着目して見るならば、ボリシエヴィキが主導権を握りながらも、左翼エスエルが一定の時期までこれに権力内部から抵抗するという関係が成り立つ。両党派の出版規制政策の相違をあえて単純化すると、ボリシエヴィキは行政機関による出版規制を志向していたのに対して、左翼エスエルは司法機関による規制を志向していたと言えるであろう。

出版規制をめぐる両党派の最初の対立は、一九一七年一月

四日の全ロシア・ソヴェト中央執行委員会での討議においてであった。この会議でポリシェヴィキが出版規制の目的としていたのは、出版を資本のくびきから「解放」すること、すなわち出版の経済的規制であった。新聞閉鎖はそれにいたる前提措置だったのである。これに対して、左翼エスエルは、出版の経済的規制には関心を示さず、もっぱら「出版の自由」の理念を問題にした。彼らは、新しい社会主義権力が思想には思想で闘うという姿勢を見せることで、ロシアと世界の人民に革命運動の魅力を示す。「革命の倫理性」を示そうとしたのであった。しかし、この立場はポリシェヴィキによって却けられた。そして、ポリシェヴィキ単独政権の時期には行政機関による閉鎖が行われていた。確かに、革命法廷の創設はポリシェヴィキによってこの時期に行われている。しかし、「司法的規制」の試みが強まるのは、左翼エスエルが人民委員会に加わってからである。彼らは司法人民委員部を中心にポリシェヴィキに対して抵抗し始めた。まず、一月十九日、司法人民委員部が革命法廷に関する訓令を発し、「司法的規制」への足がかりを作った。また、出版事件を専門に管轄する出版革命法廷の創設にイニシヤチブを発揮したのも司法人民委員部であった。しかも、この決定では、行政機関である出版問題委員部の役割を無視していた

し、人に対する刑罰を規定していなかった。これらの点は、人民委員会会議の出版革命法廷に関する布告によって、いずれも却けられたが、それでもペトログラード出版革命法廷の議長シュレイデル（左翼エスエル）は、人に対する刑罰をできるだけ適用しないようにして事実上人民委員会会議の布告を無視していた。しかし、こうした抵抗も長くは続かなかつた。左翼エスエルがプレス・リトフスク条約に反対して人民委員会会議を脱退した翌日の一九一八年三月一日、ポリシェヴィキはモスクワで「ブルジョア新聞」の弾圧を開始した。また、内戦が本格化していた六月一日、ポリシェヴィキのストウーチカの指導の下に、司法人民委員部は、一九一七年二月十九日の革命法廷に関する訓令（左翼エスエルのシュチェインベルク署名）を十分なものとして破棄した。この決定の中で、「革命法廷は、反革命、サボタージュその他との闘争手段の選択においては、法律にこれこれ以上の刑罰という表現で闘争手段が規定されている場合を除いて、いかなる制限にも拘束されない」とされ、革命法廷の刑罰方法として死刑も可能になった。

さらに、左翼エスエルが最後の抵抗を示した七月反乱を鎮圧した七月八日、ポリシェヴィキはモスクワの新聞をいっせいに閉鎖し、行政的規制へと再転換した。この時、左翼エスエルも

半ば非合法化され、その後党内の分裂もあり、結局ロシアからは消滅していった。

こうした両党派の出版規制政策の違いの背後には、権力と法に対する思想の違いがあった。左翼エスエルのシユチェインベルク自身は、ポリシェヴィキとの対立を「法と正義が優先されるべきか、革命的体制の安全が優先されるべきか」という点に求めている。これについて森下氏は次のように述べている。「法思想的には、それは、法律による独裁的権力の規制という伝統的な法律観をとるか、それとも『いかなる法律にも拘束されない直接の暴力に基づく権力』としてのプロレタリア独裁論をとるのかの対立であった」。「彼ら〔左翼エスエル〕は観念的には法概念に対する消極的立場をとりながらも、現実的には合法性を重視した。それはちようど、ポリシェヴィキが、合法性原則を繰り返し強調しながらも、現実的には合法性を超越する内戦の論理によって支配されていたのと対照的である」。

こうした権力と法に対する両党派の違いは、革命観の違いに由来するものである。それは、革命の目的と手段の関係の問題であり、さらには革命における必要性と倫理性の関係の問題でもある。左翼エスエルがポリシェヴィキと対立した論点のうち、本稿で取り上げた出版規制を始め、カデットの非合法化、死刑

の復活、対独講和などは、いずれもこの問題をめぐる対立であったと思われる。そこで次に、この問題に対する両党派の思想を比較検討してみよう。

まず最初に、シユチェインベルクの『左翼社会革命党 一九一七—一九二一』に依拠して、左翼エスエルの「革命の倫理学」ともいべきものを抽出してみる。彼らが目標にしていた革命とは、政治革命だけでなく、それをも含む社会革命であった。

「フランスの労働者が当時望み、ロシアの労働者が後になつて要求したものは、社会構造の広範な変革——人と人との関係を政治的・経済的にだけでなく、精神的・道徳的に変える変革——であった」。この思想は、ナロードニキ以来の伝統であるときれ、ここにポリシェヴィキとの違いを見いだしていた。ポリシェヴィキは「社会主義を単なる大規模な社会の経済的変革、即ち《私有財産の廃止》と《生産手段の国有化》として解釈していた」が、「ナロードニキにとっては、社会主義とは、何よりもまず第一に、資本主義の廃絶と生産手段の社会化を通じて、抑圧された個人（と人類）の解放のことであった。換言すれば、急進的な経済変革は、他の根本的かつ究極的な目標——人間の側に自分の内面的・外面的尊厳、自由と友愛精神を取り戻すこと——への一つの手段に過ぎなかつたのである。このことは、社会

主義運動の眞の目的は本来道德的なものである、ということの意味していた⁽¹¹⁾のであった。同じことを、左翼エスエルの指導者マリア・スピリドノワは、左翼エスエル党の創立大会で次のように高らかに宣言した。「最終目標は人間性である。すべての人間が食べられるようになるためにのみ我々は闘っているのではない。目標は遙かに高い。人がこの経済的闘争に勝利し、倫理的人間へと自己を高めようとする目的で我々は闘っているのである……」⁽¹²⁾（傍点はシュチェインベルク）。

また、左翼エスエルにとつては、目的が倫理的であるがゆえに、その手段も倫理的でなければならなかった。「階級闘争は、勤労大衆を前へと駆り立てる重要な力ではあるが、不斷に道德的理想の統制の下に置かなければならないのである」⁽¹³⁾。これに対して、「ポリシェヴィキにとつては、『道德的問題』は存在していなかった。彼らは階級敵の殲滅ならびに自己の思想にかなう支配体制を打ち立てる際、いかにこの暴力を最も有効に使用しうるか、という問題についてのみ関心を寄せていた⁽¹⁴⁾」と批判していた。

この問題は、テロルの行使において最も精鋭な形で突きつけられた。「これら自由の戦士たちの優越性は、彼らが政治的・戦略的方便と自己の行為の倫理的正当化を決して結びつけようと

しなかったところにあつた。彼らは血を流すことによつて、それが人類の最大の敵の血であつても、罪悪を犯したことになるということを知っていたのである。けれども彼らにとつて重要なことは、国家の法律に反する犯罪ではなく、自己の魂に対する罪悪であつた。だから彼らは、決して英雄的テロ行為や自己犠牲を賛美することなく、それを自分自身の、そして愛する人民の運命を賭けた必要悪として受けとめたのである。彼らのほとんどが自己の任務を果たし終えた後に自らの死を切望したという驚くべき事実を、我々はただそのようにしか説明できない⁽¹⁵⁾。これに対して、ポリシェヴィキはテロルを統治上の基本原理にしたと批判された。「《人民の敵》に対しては《すべてが許される》——これがテロルの二つの指導的観念である。実践においては、それはすべての者に対するありとあらゆる暴力および弾圧手段の行使にいきつく。そしてこれが、『革命の名において』、人類が渴望しつつある至高の理想の名において、行われるのである」⁽¹⁶⁾。「革命の倫理性」に最高の価値を見いだす左翼エスエルにとつて、これは耐えがたいことであつた。

これに対して、当時ポリシェヴィキの中で、革命の目的と手段の関係や革命における必要性と倫理性の関係について熟慮していた者はほとんどいなかった。その中で例外的な存在だつた

のは、ソ連追放後のトロツキーであった。第二次世界大戦直前に、トロツキーのかつての国際的な同志であったアメリカのマックス・イーストマン、フランスのボリス・スヴァーリス、ドイツのヴェンデリン・トーマスたちは、ボリシエヴィキがクロンシュタットの反乱やマフノの反乱を弾圧したのはその非道徳性にあり、この点ではスターリニズムと同様であると批判した。これに対してトロツキーは、彼らの主張を「超道徳主義」と呼び反論した。その際、トロツキーはエスエルを次のように評していた。「ロシアのエスエルは、つねに最も道徳的な人々であった。本質において彼らは倫理学だけから成り立っていた。しかしながら、このことは彼らが革命の時にロシアの農民を裏切ることを妨げなかった。ボリシエヴィキに対する偽りの非難という点でスターリンの先駆者であった、最も倫理的な社会主義者であるケレンスキー……」⁽¹⁷⁾。そのうえで、目的と手段の關係については次のように述べていた。「手段は、ただその目的によつてのみ正当化されうる。だが今度には目的が正当化されねばならない。プロレタリアートの歴史的利益を表現するマルクス主義の見地からは、目的は、もしそれが自然に対する人間の力の増大と人間に対する人間の力の廃絶へと導くならば、正当化される」⁽¹⁸⁾。トロツキーにとつて、手段の正当性は目的に、目的の

正当性は革命の利益に還元される。それは生きた運動の中から発見される。「これらの基準は、もちろん、それぞれ個別の場合において、なにが許されなかが許されないかという問題に對し、できあいの答えを与へはしない。そのような自動的解答はなんらありえない。革命的道德の問題は、革命的戰略と戦術の諸問題と融合する。理論の明確化の下での運動の生きた経験が、これらの問題に對する正確な答えを与える」⁽¹⁹⁾。レーニンも一九二〇年一〇月に、「青年同盟の任務」と呼ばれる演説の中で、超人的・超階級的なブルジョアの倫理を否定し、そのかわりにプロレタリアートの階級闘争の利益に従属する共產主義的倫理を主張していた⁽²⁰⁾。

それでは、ボリシエヴィキにとつて道德的であるとは何を意味するのか。「転覆を達成するためには、プロレタリアートはあらゆる力、あらゆる決断、あらゆる大胆不敵さ、熱情および無慈悲さを必要とする。なかならず、宗教、『民主主義』および先験的道德の虚構——プロレタリアートを飼いならし奴隷化するために敵によつて鍛えられた精神的な鎖——から完全に解放されねばならない。ただ帝国主義的獸性の完全かつ最終的な破壊を準備するものだけが道德的であつて、他の何ものもそうではない。革命の幸福——それが最高の法律である」⁽²¹⁾。最後の一文

は、一九〇三年のブレハーノフが述べていたし、それを一九一八年のレーニンも想起していた。「自己犠牲、清廉、大胆不敵、あらゆる虚飾と虚偽とに対する軽蔑を含むポリシエヴィズムの道徳的特質——人間性の最高の特質——は、抑圧された人々への奉仕における革命的な非妥協性から発している」。ポリシエヴィキにとって道徳的であるということは、革命に対して忠実であること、時には「無慈悲さ」「非妥協性」をも意味したのであった。

両党派は、革命の手段を評価する基準がその目的にあるという点では共通していたが、今度はその目的を評価する基準では異なっていた。ポリシエヴィキが重視したのは「革命のリアリズム」であり、革命にとって必要かどうかが悪の判断基準であった。ポリシエヴィキには革命の利益に従属する革命的道德は問題になりえても、革命と道德（倫理）との相克という問題は、そもそも問題として成り立たなかった。一方、左翼エスエルは「革命のリアリズム」に解消されない独自の「革命の倫理性」を持っていた。ポリシエヴィキは、究極的にはすべてを革命の必要性から判断し、革命にとって必要なものは倫理的に正当だと考えていた。反対に左翼エスエルは、究極的にはすべてを革命の倫理性から判断し、倫理的に正当化できないものは革

命に不必要なものだと考えていた。このように、両党派は結論で激しく対立していた。しかし、革命における必要性と倫理性の関係について、一方を他方に還元するという思考方法の点では、共通していたと言える。カール・シュミットが、政治的なものの概念に固有の標識を友・敵の区別に求め、それを道徳的なものの概念に固有である善・悪などに還元できないと考えていたの⁽²³⁾に対して、ポリシエヴィキは道德を政治に還元し、左翼エスエルは政治を道德に還元していたのである。それゆえ、両党派は、革命にとっては必要であるが倫理的には悪であるという「必要悪」の地平には立つことがなく、歴史的に不幸な対立を産み出してしまったのである。

革命という非常事態において、生まれたばかりの権力はきわめて不安定な状態にある。しかも、一〇月革命は暴力革命であった。権力は革命を守るためにあえて非情なこともせざるをえない。政治的な、あまりにも政治的な状況である。この時に「革命の倫理性」を守ろうとした左翼エスエルは、「革命のリアリズム」を知らないユートピアン、すなわち「左翼小児病」であったかもしれない。革命の利益を守る政治家にとっては、結果にこそ責任を負わなければならないからである。こうした「革命のリアリズム」の前で理想を追い求める人はどのような態度を

とるべきだろうか。これは、もはや学問的論証を越えた実践的価値判断の問題であろう。M・ウェーバーは次のように述べている。「たしかに、政治は頭脳でおこなわれるが、頭脳だけでおこなわれるものでは断じてない。その点では心情倫理家の言うところはまったく正しい。しかし心情倫理家として行為すべきか、それとも責任倫理家として行為すべきか、またどんな場合にどちらを選ぶべきかについては、誰に対しても指図がましいことは言えない」(傍点はウェーバーの強調、原文ではイタリック体)。ロシア革命において、ボリシェヴィキは責任倫理家として、左翼エスエルは心情倫理家として行動したといえるかもしれない。ここで学問が引き受けなければならないのは、どちらの選択が正しかったのかということ論証することではなく(おそらく論証不可能であろう)、選択された方法によって実現したものの歴史的内容を吟味することである。この本格的な検討は、今後の課題として残されている。だが最後に、筆者の見通しを簡単ながらも示しておこう。

ロシア一〇月革命は、「出版の自由」の問題に見られるように、最初から目的と手段のディレンマに直面していた。そして、このディレンマを体制内化して成立したのが、スターリン体制であった。この点を浜内謙氏は次のように述べている。「一九三

〇年代は、現実が理念あるいは理念が要請する方法的規範を併呑することによってこの格闘にひとつの終止符をうった。思想的にはこの結末は、ボリシェヴィキ革命の古典マルクス主義からの別離であり、またロシアの政治的伝統へのマルクス主義の同化であった。しかしそれは問題の解決ではなく、別の次元へのその展開でもあった。スターリンは、マルクス主義が要請する目的と手段の相互関係を思想的に解体することによって、自らが君臨した体制内部の構造にこのディレンマを転移したともいうことができる」。

したがって、ボリシェヴィズムとスターリン主義との関係またはロシア革命とスターリン体制との関係は、論理的にはなく弁証法的にしか把握できない。一九三七年のトロツキーは、「確かにスターリニズムはボリシェヴィズムから『生成した』。けれども、論理的にはなく、弁証法的に、すなわち革命的な肯定としてはなくて、テルミドールのな否定として生成した。それは、決して同じことではない」と断言できた。しかし、これは浜内氏が指摘するように、「トロツキーは、ローザやラッセルとは違って、目的と手段という問題を客観的な構造の問題として議論することができる有利な地点に立ち得たのである」と評価できるであろうか。確かに、トロツキーの『ソ連はどこへ

裏切られた革命』は、スターリン体制の分析に関しては当時においてはもちろんのこと、今日においても古典としての意義を失ってはいない。しかし、トロツキーは、手段を目的に、目的を革命の利益に還元するのだから、彼にとつては革命における目的と手段の緊張関係は原理的にありえなかつた。しかも、彼の最大の問題点と思われるのは、レーニン主義をかたくなまでに守っていることである。この点を、ペレストロイカの中で生まれたロシア社会党の若き指導者ボリス・カガルツキーが批判している。「なんとしてでも歴史的ポリシエヴィキの枠組みのなかにとどまって、革命政府がとつたほとんどのすべての措置を正当化しようというトロツキーの志向はかれの理論上の主たる弱点であり、かれの対案の主たる矛盾点である」。今日われわれが問題にしなければならないのは、まさにこの点である。

ここでローザ・ルクセンブルクの『ロシア革命論』が想起される。一九一八年、ドイツの獄中にいた彼女は、「ポリシエヴィキは、真の革命政党が歴史的な可能性の限界の中でなしうる限りのことはすべてなしえたということを示した⁽²⁹⁾」とポリシエヴィキを高く評価しながらも次のように批判している。

普通選挙、無制限な出版・集会の自由、自由な論争がなければ、あらゆる公的な制度の中の生活は萎縮し、偽りの生活になり、そこ

には官僚制だけが唯一の活動的な要素として残ることになる。公共の生活は次第に眠り込み、無限のエネルギーと限りない理想主義をもった数十人の党指導者が指令し、統治し、現実にはその中の十人くらいの傑出した首脳たちが指導して、労働者のエリートが指導者たちの演説に拍手を送り、提出された決議案を満場一致で承認するために、時折会議に召集される、ということになる。つまり要するに同族政治なのだ——独裁には違いないが、しかしプロレタリアートの独裁ではなく、一握りの政治家たちの独裁、つまり全くブルジョア的な意味での、ジャコバン支配のような意味での独裁なのである。……こういう状態は暗殺、人質の射殺等々といった公的生活の野蛮化をもたらさずにはおかないであろう。これはいかなる党派も免れることのできない強力な客観的な法則だ⁽³⁰⁾。

また、ポリシエヴィキによる一九一八年の憲法制定会議の解散と殺物徴発政策を批判したのは、一九七九年のロイ・メドヴェーデフである。彼はエスエルやメンシエヴィキが反革命の側に転落したために内戦が起きたのではなく、ポリシエヴィキが彼らとの妥協の路ではなく暴力の路を選択したために自ら内戦を引き起こしたと考えている。「しかし、一九一八年の春と夏に、ポリシエヴィキは、この賢明な解答（妥協の路）に達せず、誤まって彼らは大規模な暴力に訴えることになった。まさ

にこの理由で、われわれは、一九一八年夏の劇的な事件全体の責任を左翼エスエルだけに押しつけて非難することができないのである。……そして、一九一八年春や夏の左翼エスエルの政策の中には、特に社会主義的なものなどなかったが、ポリシェヴィキが指導する貧農委員会の政策にも、同じく社会主義的なものはなかったのである」(傍点はメドヴェージェフ)。一九一〇年のカガルリツキも、「今日のわれわれには彼ら(ポリシェヴィキ)の権力観はきわめて単純化されたものに見えるしその社会主義観は十分に弁証法的ではないものに見える。われわれには、かれらが自主管理の役割が理解できず、新しい国家の枠のなかでの民主主義的な諸制度についてあまり遅く考えをほりめぐらしはじめたことがわかる」と批判している。

したがって、先ほどのトロツキーのスターリニズムとポリシェヴィズムとの関係についての指摘は、次のように修正する必要がある。「スターリン・テルミドールはフランスのテルミドールと同じように本質的には、革命そのものなから出てきた、そして著しい程度において革命の継続であり完成である、反革命であった。まさにそれゆえにポリシェヴィズムをスターリン主義と区別しようという試みも、ポリシェヴィズムをスターリン主義の準備段階としてとらえようという試みもひとし

くばけている」(傍点はカガルリツキー、太字は引用者)。ここで必要なことは、ポリシェヴィズム批判と一〇月革命の再検討である。

こうして、一定の「機械論」的な革命観としてのポリシェヴィズムを批判することなしには、またレーニン・トロツキーの政府の独裁的施策を非難することなしには過去についてのまともな歴史的分析も、将来についての抜本的な政治的モデルの作成も不可能である。そのことは、われわれがいかにつらくとも、起こったことにたいするポリシェヴィキ指導者の各々の個人的責任を問題にしないわけにはいかないということも意味している。……今日にわたる歴史の意義は、自分に不愉快な為政者を悪人や犯罪者として描こうという試みを拒否するとともに、思想を擁護するため自分が共鳴する革命参加者の無罪を主張しようという志向をも放棄し、生じたことの真の悲劇性を理解し、現代のドラマチズムについて考えをめぐらすという点にこそある。

一〇月革命はポリシェヴィキ革命と同義ではない。スターリン主義の歴史の偽造によって、両者が等置されてきたにすぎないのである。一〇月革命は、自由と民主主義、生産管理、土地改革、民族解放、中央集権と地方分権といった問題において、

ボリシェヴィイズムの枠内におさまりきれない豊かな可能性を秘めていた。したがって、ボリシェヴィキを擁護することが、必ずしも一〇月革命の遺産を引き継ぐとは限らない。逆に、ボリシェヴィキを批判することによって、初めて一〇月革命と社会主義の復権を可能にする領域も存在するのである。

- (1) А·А·Гончаров, „Борьба советской власти с контрреволюционной буржуазной и мелкобуржуазной печатью(25 октября-июль 1918г.)”, *Вестник Московского университета, Серия Л Журналистика*, 1969, No.4, с.21.
- (2) там же, с.22.
- (3) Д·Л·Голинков, *Крушение антисоветского подполья в СССР. 1917-1925гг.*, М., 1975, с.103.
- (4) А·З·Окорочков, *Октябрь и крах русской буржуазной прессы*, М., 1970, с.256-257.
- (5) Э·А·Финн, „Антисоветская печать на скамье подсудимых (Заметки современника о трибуналах по делам печати)”, *Советское государство и право*, 1967, No.2, с.73.
- (6) СУ РСФСР, 1918, No.44, ст.533.
- (7) Стайнベルク (蒼野和人訳)『左翼社会革命党 一九一七—一九二二』(鹿野社・一九七二年、英語版は一九五五年)五九頁。

- (8) 森下敏男「左翼社会革命党の憲法理論」社会主義法研究会編『社会主義における自然保護と資源利用(社会主義法研究会年報№3)』(法律文化社・一九七五年)一六四頁。
- (9) 同前、一六六頁。
- (10) Стайнベルク・前掲書(注7)一五頁。
- (11) 同前、一〇五一—一〇六頁。
- (12) 同前、一一一頁。
- (13) 同前、一〇六頁。
- (14) 同前、一〇九頁。
- (15) 同前、一一四頁。
- (16) 同前、一二三頁。
- (17) Л·Троцкий, Их мораль и наша, *Бюллетень Оппозиции*, No.68-69, август-сентябрь 1938г., с.16. 『トロツキー著作集 一九三七—一九三八上』(拓植書房・一九七三年)二六八—二六九頁。
- (18) там же, с.18. 同前、二七四頁。
- (19) там же. 同前、二七五頁。
- (20) В·И·Ленин, *Полн. собр. соч.*, с.298-318. 『Л—И全集』第三一卷二七九—二九七頁。
- (21) L. Trotsky, Moralists and Sycophants against Marxism, *New International*, Vol. 5, No. 8, August 1939, p. 233. 『トロツキー著作集 一九三七—一九三八上』三九二頁。

- (22) Л. Троцкий, Сталинизм и большевизм, *Волетень Оппозиции*, No. 58-59, сентябрь-октябрь 1937г., с. 17. 『トロツキー著作集 一九三七—一九三八下』(柘植書房・一九七四年)三〇二頁。
- (23) С. Шумицкит (田中浩原田武雄訳) 『政治的なもの概念』(未來社・一九七〇年、ドイツ語版は一九三二年)一四一—一七頁。
- (24) M. Weber, *Politik als Beruf* (1919), *Gesammelte politische Schriften*, München, 1920, S. 448. マックス・ウェーバー『政治論集 2』(みすず書房・一九八二年)六一—〇六一頁。
- (25) 溪内謙『現代社会主義の省察』(岩波書店・一九七八年)三一八頁。
- (26) Троцкий, указ. соч., (прим. 22), с. 8. 『トロツキー著作集 一九三七—一九三八下』二九二頁。
- (27) 溪内・前掲書(注 25)三一八—三一九頁。
- (28) Борис・カгалリツキイ(藤井一行訳)「トロツキイとソルジュニーツイン」『季刊 恣』第三号(一九九〇年)一九八頁。
- (29) R. Luxemburg, *Gesammelte Werke*, Bd. 4, S. 364, Berlin, 1974. ローザ・ルクセンブルグ(伊藤成彦・丸山敬一訳)『ロシア革命論』(論創社・一九八五年)五〇頁。
- (30) Ebdenda, S. 362. 同前、四五—四六頁。ルクセンブルグは、同じ視点から、一九〇四年にレーニンの党組織論についても批判していた。「しかし、レーニンによって推奨された超中央集権主義は、その本質において、積極的・創造的な精神によってではなく、不毛な夜警根性によって支えられているように思える。彼の思考の方向は、党活動の結果にはなくその統制に、その発展にはなくその制限に、運動の結果にはなくその締め上げに向けられている」(傍点は原文ではイタリック体) Ebdenda, Bd. 1/2, S. 433-434. 『ローザ・ルクセンブルグ選集』(現代思潮社・一九六九年)第一卷二五九頁。また、当時、トロツキーも同じようなレーニン批判をしていた。「党内政治において、この方法(レーニンの方法)は、われわれがすでに知っているように、次のような結果をもたらす。すなわち、党組織が党自体を、代行し、中央委員会が党組織を代行し、結局は、独裁者、が中央委員会自体を代行することになる」。И. Троцкий, *Наша политическая задача*, Женева, 1904, с. 54. レオン・トロツキー(藤井一行・左近毅訳)『われわれの政治的課題』(大村書店・一九九〇年)一一七—一八頁。ルクセンブルグのレーニン批判は、一九〇四年も一九一八年も一貫していた。しかし、一九一八年のトロツキーは、一九〇四年の自己の思想を訂正し、レーニンに歩み寄ったのであった。
- (31) R. Medvedef, *The October Revolution*, New York,

Columbia U. P., 1979, p. 168. ロイ・メドヴェージェフ

『一〇月革命』（未来社・一九八九年）二四〇—二四一頁。

(32) カガルリツキイ・前掲論文（注28）一九八頁。

(33) 同前。ただし、「スターリン・テルミドール」という規定には同意できない。この規定の原型と思われるトロツキーの「ソヴェト・テルミドール」論は、科学的な分析というよりも、扇動のスローガンといったほうが適切であろう。

(34) 同前、一九九頁。

*本稿は、一九九〇年度および九一年度の文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

Развёртывание ограничительной печатной политики
в российской Октябрьской революции (2)
— о репрессии “контрреволюционной газеты” —

Масахиро Асо*

Введение

Глава 1 Теория и практика “свободы печати” накануне Октябрьской революции

Глава 2 Административное ограничение к “контрреволюционной газеты”

1. ограничение печати ВРК
2. “декрет о печати” и “резюлюция по вопросу о печати” (Том 41 No. 2)
3. печатник против ограничения печати
4. ограничение материально-технической средства печати
5. ограничение печати в первом периоде Москва

Глава 3 Введение “юстиционной ограничения” революционном трибуналом

1. создание революционного трибунала
2. два законодательства о революционном трибунале печати
3. рассмотрение в революционном трибунале
4. упразднения революционного трибунала печати и переход в революционный трибунал

Глава 4 Переговоры в административное ограничение

Заключение

(окончание)

* Стипендиат для Японского младшего ученого,
юридический факультет Хоккайдского университета